

# 令和3年度 第1回 青森地方最低賃金審議会

日 時：令和3年7月2日(金) 13:30

場 所：青森合同庁舎4階 共用会議室

## 会 議 次 第

### 1 開会

### 2 局長挨拶

### 3 議題

- (1) 青森地方最低賃金審議会の会長及び会長代理の選出について
- (2) 青森県最低賃金の改正決定に関する諮問について
- (3) 青森地方最低賃金審議会最低賃金専門部会の設置について
- (4) 地方最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
- (5) 令和3年度青森地方最低賃金審議会の開催予定について
- (6) 青森地方最低賃金審議会運営規程の改正について
- (7) その他
  - ① 日本労働組合総連合会青森県連合会からの要請書について
  - ② 全労連東北地方協議会・全労連北海道地方協議会・青森県労働組合総連合からの要請書について
  - ③ 青森県弁護士会長の声明について

### 4 閉会

## 資料目次

1	第55期青森地方最低賃金審議会委員名簿	1
2	令和3年度春闘各機関別賃上げ集計状況(全国)	2
3	春季賃上げ妥結状況(令和3年、青森県)	3
4	県内金融経済概況(日本銀行青森支店、令和3年6月10日)	4
5	青森県の雇用失業情勢について(青森労働局、令和3年5月)	8
6	令和3年度青森地方最低賃金審議会開催日程(案)	20
7	青森地方最低賃金審議会運営規程(案)	21
8	日本労働組合総連合会青森県連合会からの要請書(写)	23
9	全労連東北地方協議会・全労連北海道地方協議会・青森県労働組合総連合 からの要請書(写)	26
10	青森県弁護士会長の声明(写)	40
11	関係法令一覧	42

### 【別添】

- 厚生労働大臣から中央最低賃金審議会あての諮問文(写)

### 【別冊】

- 令和3年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会(第1回資料)
- 令和3年度版最低賃金決定要覧

第55期青森地方最低賃金審議会委員名簿

令和3年7月2日現在

公益代表委員	飛鳥 由美子	青森大学総合経営学部准教授
	石岡 隆司	弁護士
	戸沢 冬樹	日本放送協会青森放送局長
	廣森 直子	青森県立保健大学健康科学部社会福祉学科講師
	森 宏之	青森大学総合経営学部教授
労働者代表委員	赤間 義典	日本労働組合総連合会青森県連合会部長
	秋田谷 宗孝	日本労働組合総連合会青森県連合会西北五地域協議会事務局長
	黒滝 豊	青森マツダ労働組合執行委員長
	小枝 忠	弘前航空電子労働組合執行委員長
	野坂 聡子	オールユニバースユニオン副委員長
使用者代表委員	小笠原 裕	一般社団法人青森県経営者協会専務理事
	齋藤 徳親	株式会社弘善商会取締役社長
	田中 泰宏	青森県中小企業団体中央会副会長・専務理事
	平野 浩	三八五流通株式会社取締役
	藤井 淳子	青森県火災共済協同組合専務理事

注) 掲載順は五十音順



令和3年度春闘 各機関別賃上げ集計状況（加重平均）

【連 合】

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	昨年同時期
全体	2.07% 5,928円	2.20% 6,354円	2.00% 5,779円	1.98% 5,712円	2.07% 5,934円	2.07% 5,997円	1.90% 5,506円	(6月4日公表) 1.79% 5,233円	(昨年6月5日) 1.90% 5,536円
300人未満	1.76% 4,197円	1.88% 4,547円	1.81% 4,340円	1.87% 4,490円	1.99% 4,840円	1.94% 4,765円	1.81% 4,464円	(6月4日公表) 1.74% 4,331円	(昨年6月5日) 1.81% 4,512円

【経団連】

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	昨年同時期
500人以上	2.28% 7,370円	2.52% 8,235円	2.27% 7,497円	2.34% 7,755円	2.53% 8,539円	2.43% 8,200円	2.12% 7,096円	(5月28日公表) 1.82% 6,040円	(昨年5月21日) 2.17% 7,297円
500人未満	1.76% 4,416円	1.87% 4,702円	1.83% 4,651円	1.81% 4,586円	1.89% 4,804円	1.89% 4,815円	1.70% 4,371円	(6月11日公表) 1.72% 4,444円	(昨年6月12日) 1.72% 4,471円

【厚生労働省】

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
主要企業	2.19% 6,711円	2.38% 7,367円	2.14% 6,639円	2.11% 6,570円	2.26% 7,033円	2.18% 6,790円	2.00% 6,286円

○調査対象

連 合：「全体」は、規模計。「300人未満」は、全体の内数。

経 団 連：「500人以上」は、原則として東証1部上場。

厚生労働省：「主要企業」は、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業であって、労働組合のあるもの。



春季賃上げ妥結状況(令和3年)

青森県の状況

名称等	調査対象	令和3年				令和2年			
		集計月日	企業・組合数	金額(円)	賃上げ率(%)	集計月日	企業・組合数	金額(円)	賃上げ率(%)
連合青森	組合	6月20日	83	(加重平均) 4,570	(加重平均) 1.98	8月31日 最終	組合 115	(加重平均) 5,273	(加重平均) 2.38
青森県経営者協会	うち県内本社企業	6月17日	35	(単純平均) 4,031	(単純平均) 1.57	7月31日	社 65	(単純平均) 3,973	(単純平均) 1.56
			32	(単純平均) 4,194	(単純平均) 1.67		社 60	(単純平均) 4,133	(単純平均) 1.67

(注) 1 連合青森は春季生活闘争集約。

2 青森県経営者協会は、春季賃金交渉状況。

2021年6月10日  
日本銀行青森支店

## 県内金融経済概況

### 【全体感】

県内の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響からサービス消費を中心に引き続き厳しい状態にあるが、基調としては持ち直している。

最終需要の動向をみると、住宅投資は、弱めの動きとなっている。公共投資は、横ばい圏内で推移している。個人消費は、県内外での新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、持ち直しの動きが一服している。設備投資は、製造業を中心に増加している。

生産は、緩やかに増加している。雇用・所得情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響から、全体としては弱い動きとなっている。

### 【各論】

#### 1. 需要項目別動向

公共投資は、横ばい圏内で推移している。

公共工事の発注の動きを示す公共工事請負金額は、振れを伴いつつ、横ばい圏内で推移している。

設備投資は、製造業を中心に増加している。

3月短観（青森県）における2021年度の設備投資計画は、製造業を中心に前年比増加となっている。

個人消費は、県内外での新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、持ち直しの動きが一服している。

家電販売、ホームセンターは、在宅時間の長期化などを背景に堅調となっている。スーパーは、食料品を中心に、ドラッグストアは、衛生用品などを中心に、それぞれ高水準で推移している。乗用車販売は、持ち直しの動きが鈍化している。コンビニエンスストアは、持ち直しつつある。百貨店は、低水準で推移している。各種サービス関連業種は、外食関連中心に厳しい状態が継続している。

観光は、厳しい状態が継続している。

住宅投資は、弱めの動きとなっている。

新設住宅着工戸数は、持家や分譲戸建が概ね横ばい圏内となっているものの、貸家が一段と低水準で推移している。

## 2. 生産

生産（鉱工業生産）は、緩やかに増加している。

主要業種別にみると、電子部品・デバイスは、スマホ向けを中心に着実に増加している。電気機械は、データセンターおよびパソコン向けを中心に増加している。業務用機械は、医療用機械向け、OA 機器向けともに、着実に持ち直している。鉄鋼は、海外需要の増加などを背景に持ち直している。窯業・土石は、持ち直している。紙・パルプは、持ち直しつつある。食料品は、外食向けは厳しい状態となっている一方、内食向けは高水準となっていることから、横ばい圏内で推移している。

## 3. 雇用・所得動向

雇用・所得情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響から、全体としては弱い動きとなっている。

雇用情勢は、製造業の一部などで新規求人を増やす動きがみられており、厳しさが幾分緩和しつつある。雇用者所得は、弱い動きとなっている。

## 4. 物価

消費者物価（除く生鮮食品）は、前年を下回っている。

## 5. 企業倒産

企業倒産は、引き続き低水準となっている。

## 6. 金融情勢

預金動向をみると、個人預金、法人預金ともに、前年を上回っている。

貸出動向をみると、前年を上回っている。

貸出約定平均金利（総合）をみると、低下傾向にある。

以 上

本件に関するお問い合わせ先 日本銀行青森支店総務課 TEL：017-734-2154
--



# 県内主要金融経済指標

## 1. 経済指標

単位:%

		公共投資	設備投資	個人消費					
		公共工事 請負金額 前年比	工事費 予定額 前年比	商業動態統計販売額前年比					
				百貨店	スーパー	コンビニエンス ストア	ドラッグ ストア	ホーム センター	家電大型 専門店
2020/	1-3	47.6	▲ 54.7	▲ 15.8 <sup>b</sup>	1.9	▲ 1.0	14.6	4.8	1.9
	4-6	2.9	▲ 16.4	▲ 28.4	1.1	▲ 6.6	12.0	10.2	23.9
	7-9	▲ 1.1	▲ 24.8	▲ 15.5	▲ 0.1	▲ 4.7	6.9	▲ 1.0	▲ 11.5
	10-12	▲ 14.2	▲ 31.6	▲ 12.5	4.9	▲ 1.5	11.7	5.9	24.2
2021/	1-3	5.1	12.5 <sup>r</sup>	▲ 7.6	2.2	▲ 0.7	1.0	▲ 10.0	9.4
2021/	1	▲ 54.8	15.0	▲ 18.3	4.5	▲ 0.6	9.7	2.5	3.3
	2	▲ 54.0	▲ 14.9	▲ 11.3	0.6	▲ 4.4	▲ 4.5	▲ 20.2	13.8
	3	2.2倍	42.7	8.4	1.5	2.8	▲ 1.8	▲ 12.3	12.5
	4	14.3	▲ 54.3 <sup>p</sup>	30.2 <sup>p</sup>	3.1 <sup>p</sup>	8.7 <sup>p</sup>	2.4 <sup>p</sup>	▲ 6.9 <sup>p</sup>	13.1
資料出所		東日本建設 業保証	国土交通省	経済産業省					

- ・ pは速報値、rは前回公表時から掲載計数を改訂したもの、bは定義替え等で時系列データが直前のデータと連続しない(以下同じ)。
- ・ 出所元が四半期計数や前年比を公表していない指標は、当店で算出(以下同じ)。
- ・ 工事費予定額は、建築着工統計における民間非居住用の工事費予定額。
- ・ 商業動態統計販売額は、いずれも全店ベース。

単位:%

		個人消費					住宅投資			
		新車登録・届出台数前年比		旅行取扱高 前年比	延べ 宿泊者数 前年比	観光施設 入込客数 前年比	新設住宅着工戸数前年比			
		乗用車 (含む軽乗用車)	軽乗用車				持家	貸家		
2020/	1-3	▲ 11.2	▲ 10.7	▲ 11.8	▲ 25.6	▲ 12.8	▲ 10.1	▲ 19.9	▲ 1.4	▲ 66.3
	4-6	▲ 28.2	▲ 24.4	▲ 34.3	▲ 96.3	▲ 72.2	▲ 71.7	▲ 4.7	▲ 20.2	29.8
	7-9	▲ 15.5	▲ 21.0	▲ 6.2	▲ 86.9	▲ 36.0	▲ 47.4	▲ 16.1	▲ 4.2	▲ 39.2
	10-12	12.5	9.6	17.1	▲ 78.6	▲ 14.2	▲ 25.7	8.4	0.4	5.4
2021/	1-3	1.0	▲ 2.9	6.5 <sup>r</sup>	▲ 73.3	▲ 19.1 <sup>r</sup>	▲ 23.7	▲ 2.0	▲ 8.0	▲ 23.9
2021/	1	4.6	5.2	3.7	▲ 83.4	▲ 36.8	▲ 44.1	24.4	15.6	2.1倍
	2	▲ 1.8	▲ 7.8	6.9	▲ 86.8	▲ 25.5	▲ 26.9	6.6	▲ 8.8	▲ 70.5
	3	1.0	▲ 3.8	7.8 <sup>r</sup>	▲ 19.3	13.4 <sup>r</sup>	7.0	▲ 26.6	▲ 19.3	▲ 61.3
	4	30.1	15.7	64.2	2.7倍	n.a.	2.0倍	6.7	▲ 12.4	24.5
資料出所		日本自動車販売協会連合会 青森県支部		日本銀行 青森支店	観光庁	青森県	国土交通省			

- ・ 乗用車(含む軽乗用車)は、当店で算出。
- ・ 旅行取扱高は、県内の主要な旅行代理店で取り扱った旅行取扱総額の前年同月比および前年同期比。
- ・ 延べ宿泊者数は、従業者数10人以上の宿泊施設の延べ宿泊者数。
- ・ 観光施設入込客数は、県内主要観光施設への入込客数。

単位:%、倍

		生産		雇用・所得					物価	
		鉱工業生産指数		有効求人 倍率	新規求人 倍率	完全 失業率	常用 労働者数	現金給与 総額	消費者物価指数前年比	
		季調済 前月(期)比	原指数 前年比						季調値	季調値
2020/	1-3	r 7.4	r 7.9	1.10	1.59	3.1	▲ 0.1	1.7	0.5	0.5
	4-6	r ▲ 18.0	r ▲ 14.6	0.94	1.39	2.8	▲ 1.6	0.4	▲ 1.2	▲ 1.6
	7-9	r 6.6	r ▲ 2.7	0.93	1.52 <sup>r</sup>	2.8	▲ 1.4	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.8
	10-12	r 3.8	r ▲ 2.7	0.97	1.62	2.9	▲ 0.9	1.5	▲ 1.0	▲ 1.2
2021/	1-3	r 4.9	r ▲ 4.6	0.94	1.62	3.6	0.6	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.5
2021/	1	r 2.1	r ▲ 12.7	0.96	1.57	—	0.9	2.3	▲ 1.0	▲ 1.1
	2	r ▲ 1.1	r ▲ 1.3	0.89	1.62	—	0.6	▲ 3.0	▲ 0.6	▲ 0.7
	3	r 7.6	r 0.5	0.97	1.65	—	0.3	▲ 0.2	0.3	0.4
	4	n.a.	n.a.	1.01	1.51	—	n.a.	n.a.	▲ 2.0	▲ 1.7
資料出所		青森県		厚生労働省	総務省	青森県	総務省			

- ・ 鉱工業生産指数は、2015年を100とした速報値。
- ・ 常用労働者数、現金給与総額は、事業所規模5人以上、2015年基準。
- ・ 消費者物価指数は、2015年基準(青森市)。

単位:件、億円

		企業倒産	
		件数	金額
2020/	1-3	19	37
	4-6	12	22
	7-9	6	2
	10-12	7	10
	2021/	1-3	9
2021/	2	2	8
	3	5	7
	4	3	6
	5	1	1
資料出所		東京商工リサーチ	

・企業倒産は、負債額10百万円以上の企業を集計。

▽県内企業短期経済観測調査(資料出所:日本銀行青森支店)

	業況判断DI		
	全産業 (%ポイント)	製造業 (%ポイント)	非製造業 (%ポイント)
2020/6月	▲ 21	▲ 29	▲ 16
9月	▲ 15	▲ 21	▲ 11
12月	▲ 6	▲ 4	▲ 7
2021/3月 (先行き)	▲ 2 (▲ 11)	9 (0)	▲ 8 (▲ 19)

	設備投資額前年比		
	全産業 (%)	製造業 (%)	非製造業 (%)
2020年度見込み (修正率)	2.2 (▲ 4.7)	19.6 (▲ 8.4)	▲ 22.0 (4.5)
2021年度計画	33.2	43.1	11.9

- ・設備投資額は、ソフトウェア・研究開発を含む設備投資額(除く土地投資額)。
- ・修正率は、前回調査時点の計数と今回調査時点の計数とを比較したもの。
- ・2021年3月調査時点。

## 2.金融指標

単位:億円、%

		銀行券受払高			実質預金		貸出	
		受入高	支払高	受(▲)払超	月末残高	前年比	月末残高	前年比
2020/	1-3	385	749	363	—	—	—	—
	4-6	213	1,512	1,299	—	—	—	—
	7-9	286	973	688	—	—	—	—
	10-12	217	1,635	1,418	—	—	—	—
2021/	1-3	338	769	431	—	—	—	—
2021/	2	61	302	241	56,481	8.9	31,599	3.1
	3	109	353	244	56,751	8.4	32,123	3.4
	4	67	569	502	57,237	8.7	31,665	3.3
	5	104	236	132	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
資料出所		日本銀行青森支店			青森県銀行協会、日本銀行青森支店			

- ・実質預金、貸出は、青森県銀行協会社員銀行を含む県内主要金融機関の青森県内店舗を集計。
- ・青森県銀行協会社員銀行は、全国銀行預金・貸出金速報と同じベースで、青森県内店舗分を集計。
- ・青森県銀行協会社員銀行以外は、銀行勘定を集計(オフショア勘定を除く、貸出については中央政府向け貸出を含む)。
- ・実質預金は、預金から切手手形を控除したもの。

単位:%ポイント、%

		貸出約定平均金利(月中<期中>変化幅)		
		総合(ストックベース)		
		長期	短期	
2020/	1-3	▲ 0.018	▲ 0.015	▲ 0.122
	4-6	▲ 0.029	▲ 0.027	0.128
	7-9	▲ 0.009	▲ 0.010	0.014
	10-12	▲ 0.002	▲ 0.006	0.016
2021/	1-3	▲ 0.025 <sup>b</sup>	▲ 0.020 <sup>b</sup>	▲ 0.127
2021/	1	▲ 0.002 <sup>b</sup>	▲ 0.002 <sup>b</sup>	▲ 0.015
	2	▲ 0.010	▲ 0.008	▲ 0.009
	3	▲ 0.013	▲ 0.010	▲ 0.103
	4	▲ 0.002	▲ 0.002	0.162
月末水準		1.000	0.976	1.884
資料出所		日本銀行青森支店		

- ・青森県内に営業店を有する主要金融機関分の貸出金利を貸出残高で加重平均したもの。
- ・貸出金利・貸出残高は銀行勘定の円貸出のうち、当座貸越を除いたもの。
- ・「長期」は約定時の貸出期間が1年以上の貸出もしくは証書貸付を、「短期」は約定時の貸出期間が1年未満の貸出もしくは手形貸付と割引手形との加重平均を、それぞれ集計。



青森労働局発表  
令和3年6月28日  
テレビ・インターネット 6月29日 8時30分解禁  
新聞 6月30日 朝刊解禁

【照会先】  
青森労働局職業安定部  
職業安定課長 前田 成是  
地方労働市場情報官 藤根 宏  
電話 017(721)2000

青森県の雇用失業情勢について  
(令和3年5月)

◎ 有効求人倍率 1.01倍【前月と同水準】 ※ 記載の数値は季節調整値(「補足資料」P6参照)  
有効求人人数 24,406人 【前月比 653人 (2.6%) 減】  
有効求職者数 24,132人 【前月比 571人 (2.3%) 減】

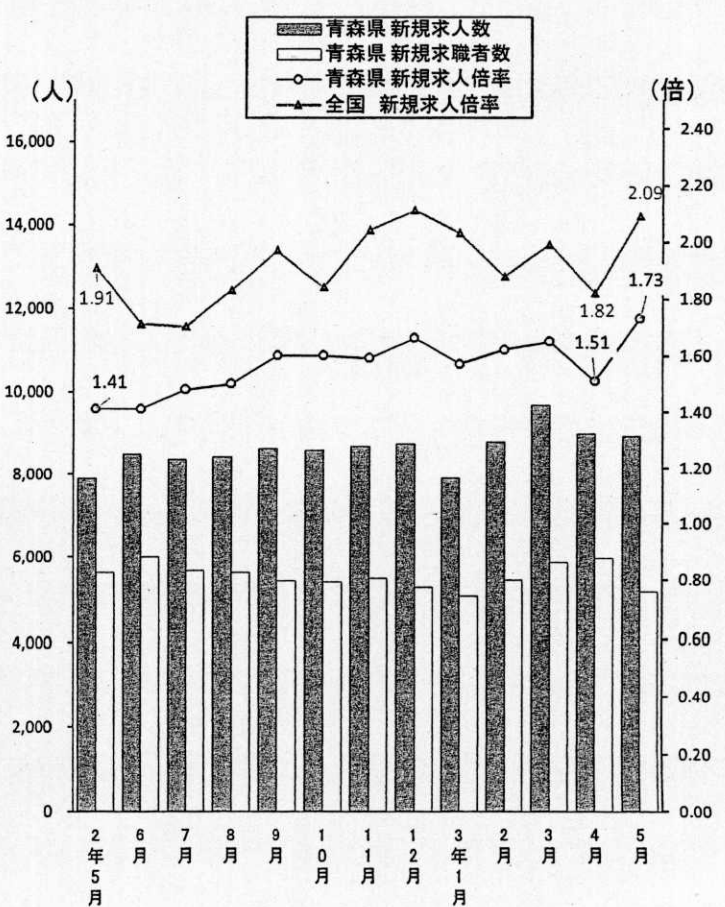
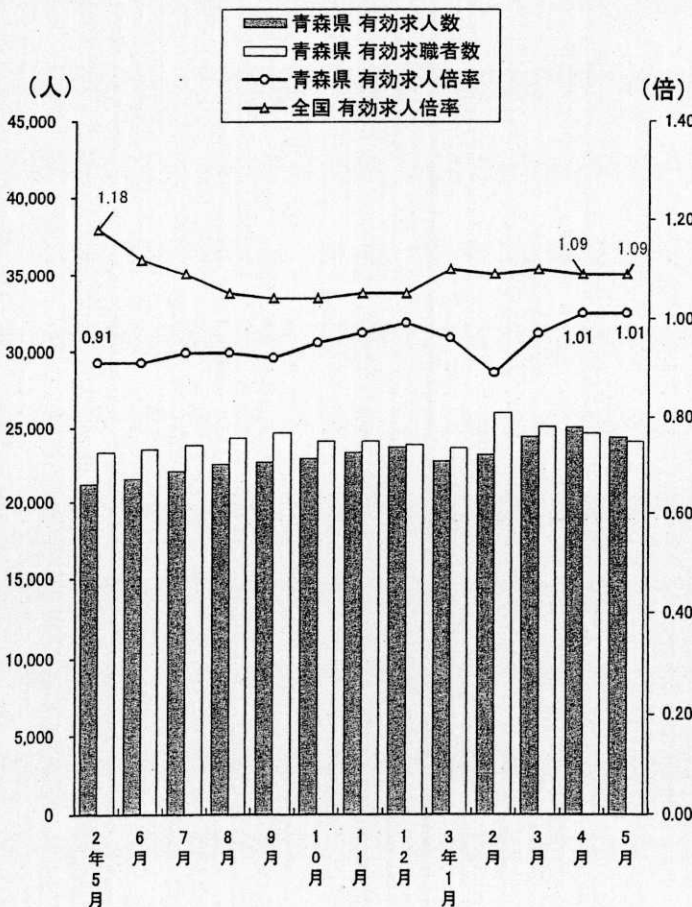
◎ 新規求人倍率 1.73倍【前月比 0.22ポイント上昇】  
新規求人人数 8,954人 【前月比 61人 (0.7%) 減】  
新規求職者数 5,166人 【前月比 812人 (13.6%) 減】

◎ 令和3年5月の雇用失業情勢判断  
求人数が求職者数を上回ったものの、求職者数が引き続き高い水準にあり、厳しさが見られる。  
新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、引き続き注意する必要がある。

I 求人・求職の状況(季節調整値)

有効求人人数・求職者数及び有効求人倍率の推移 図表1

新規求人人数・求職者数及び新規求人倍率の推移 図表2



- ① 有効求人倍率は2か月連続で1倍以上。
- ② 新規求人倍率は96カ月連続1倍以上(最高は平成29年12月で1.89倍)

(注) 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和2年12月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

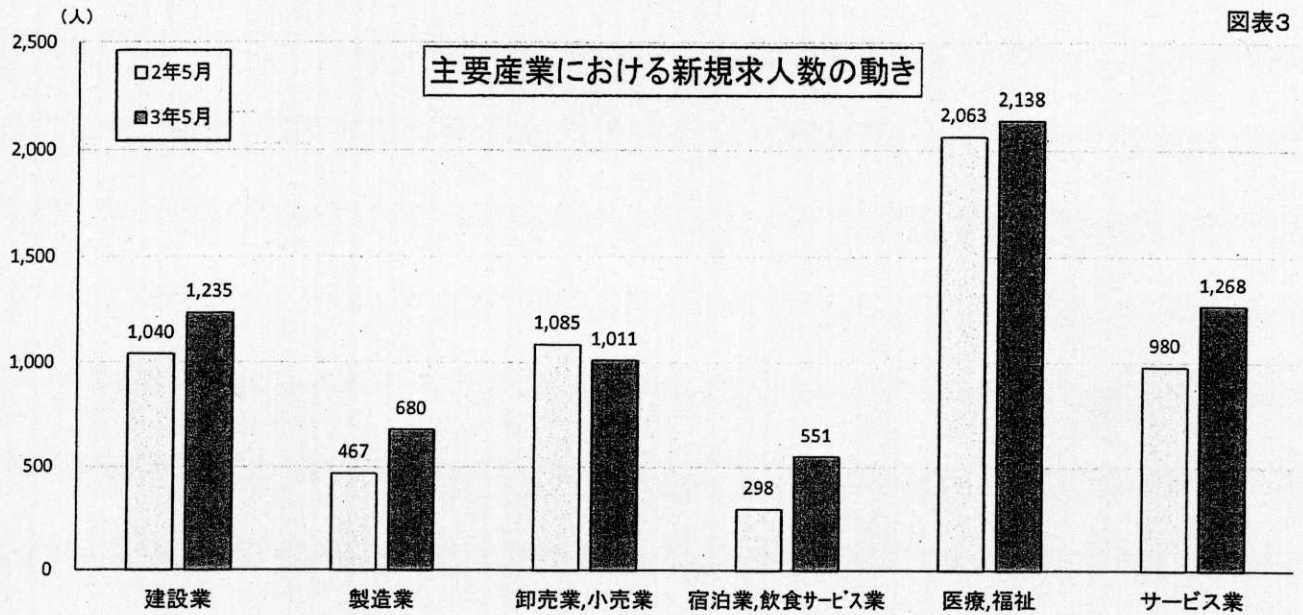


## II 新規求人の状況(原数値)

① 新規求人の状況・・・「補足資料」P1項目4、「職業安定業務取扱月報」P7参照

新規求人数は、前年同月比12.8% (947人) 増加の8,353人。

② 主要産業における新規求人の状況・・・「補足資料」P3、「職業安定業務取扱月報」P9参照



令和3年5月

対前年増減数(人)	195	213	▲ 74	253	75	288
対前年増減率(%)	18.8	45.6	▲ 6.8	84.9	3.6	29.4

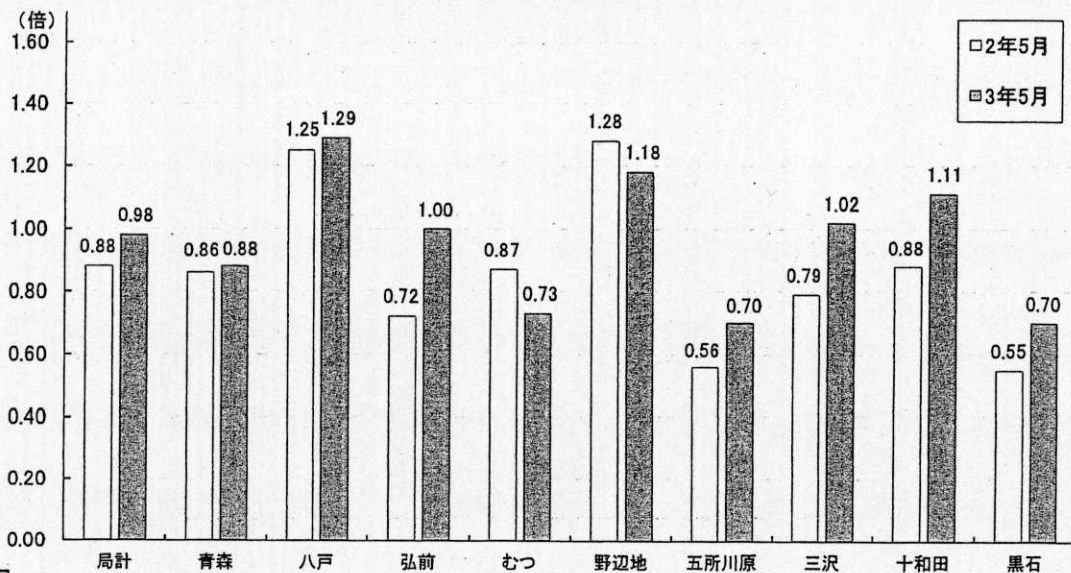
## III 新規求職の状況(原数値)・・・「補足資料」P1項目2、「職業安定業務取扱月報」P6参照

新規求職者数は、前年同月比6.8% (360人) 減少の4,921人。

## IV 安定所別有効求人倍率の状況(原数値)・・・「職業安定業務取扱月報」P12参照

### 安定所別有効求人倍率の状況

図表4



令和3年5月

有効求職者数(人)	24,581	6,136	5,433	4,377	1,399	907	2,376	1,348	1,183	1,422
有効求人数(人)	24,169	5,386	7,008	4,364	1,023	1,066	1,653	1,371	1,309	989
対前年同月比(ポイント)	0.10	0.02	0.04	0.28	▲ 0.14	▲ 0.10	0.14	0.23	0.23	0.15

※本資料で使用する求人に関する数値は求人受理地別によるものである。

## V 青森労働局の取組

新型コロナウイルス感染症の雇用への影響に対応するため、事業主に対しては、労働者の雇用の維持を図るため、引き続き雇用調整助成金などの活用を促すなど、雇用維持に向けた取り組みを行います。

離職者に対しては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることにより、求職活動の長期化が見られることから、求人・求職のマッチング機会の提供や職業訓練の受講あっせんの強化などによる再就職支援を積極的に実施します。

### 【県内ハローワークにおける取組】

ハローワーク青森 7/6 新規高等学校卒業予定者企業説明会、7/12 福祉のお仕事ガイド入門セミナー

ハローワーク八戸 7/12・13 新規高卒予定者求人事業所説明会

ハローワーク弘前 7/13 ひろさき就職説明会・面接会、7/20・30 求人説明会・ミニ面接会

ハローワーク野辺地 7/5 新規高等学校卒業予定者に対する企業説明会

ハローワーク三沢 7/1、6、8 工場見学会

ハローワーク黒石 7/28 会社説明会・ミニ面接会

上記のほか、各ハローワークでは、随時、会社説明会やミニ面接会などを実施しています。

### 参考 1 雇用失業情勢判断の推移(令和2年12月以前の「情勢判断」、「特徴」は判断時点の求人倍率等による)

年月	雇用情勢判断		求人倍率 (括弧内は 改訂前の 倍率)	特徴
令和2年12月	求人が増加しており、求人が求職を上回る状況となったが、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、引き続き注意する必要がある。	⇒	0.99 (1.02)	有効求人倍率が令和2年4月以来の1倍以上。
令和3年1月	求人が求職を下回る状況に加え、求人の減少により求人倍率が低下し、厳しい状況にある。新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、引き続き注意する必要がある。	⇒	0.96	有効求人倍率が0.03ポイント低下。新規求人倍率が0.09ポイント低下。
令和3年2月	求人数が増加に転じているものの、求職者数が求人数を上回って増加した結果、求人倍率の低下につながっており、厳しい状況が続いている。新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、引き続き注意する必要がある。	⇒	0.89	有効求人倍率が0.07ポイント低下。新規求人倍率が0.05ポイント上昇。
令和3年3月	求人数が増加し求人倍率が上昇したが、求人数が求職者数を下回っており、厳しさが見られる。新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、引き続き注意する必要がある。	⇒	0.97	有効求人倍率が0.08ポイント上昇。新規求人倍率が0.03ポイント上昇。
令和3年4月	求人数が求職者数を上回ったものの、求職者数が引き続き高い水準にあり、厳しさが見られる。新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、引き続き注意する必要がある。	⇒	1.01	有効求人倍率が令和2年4月以来の1倍以上。
令和3年5月	求人数が求職者数を上回ったものの、求職者数が引き続き高い水準にあり、厳しさが見られる。新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、引き続き注意する必要がある。	⇒	1.01	有効求人倍率が2か月連続で、1倍以上。

### 参考 2 他機関の景気判断・・・「職業安定業務取扱月報」P1参照

○本県経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から厳しい状況が続いているものの、持ち直しの動きがみられる。

【青森県：青森県経済統計報告(令和3年3月・4月の経済指標を中心として)】

○県内の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響からサービス消費を中心に引き続き厳しい状態にあるが、基調としては持ち直している。

最終需要の動向をみると、住宅投資は、弱めの動きとなっている。公共投資は、横ばい圏内で推移している。個人消費は、県内外での新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、持ち直しの動きが一段落している。設備投資は、製造業を中心に増加している。

生産は、緩やかに増加している。雇用・所得情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響から、全体としては弱い動きとなっている。

【日本銀行青森支店：県内金融経済概況6月公表分】

○2021(令和3)年5月度の青森県企業倒産は1件(前年同月比50.00%減)、負債総額は5000万円(同96.93%減)。倒産件数は前年同月比で1件、前月比では2件の減少となり、低水準の状態を維持している。一方の負債額は、件数減少に加えて、大型倒産の発生もなかったのに対し、前年同月では(株)国際ホテル(青森市、負債総額16億円)の大型倒産があったため、大きく減少する形となった。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、東京都、大阪府など9都道府県に出されている緊急事態宣言は6月20日まで延長が決定されるなど、依然として終息のめどは立っていない。(中略)

このような中で倒産件数が抑制されているのは、セーフティネット保証制度や新型コロナ特別貸付といった無担保無利子融資や、雇用調整助成金の特別措置が企業の資金繰りを支えてきたことが背景にある。多くの企業がこれらの制度を活用することで、コロナ禍の中にあっても事業を継続できたことは間違いない。この一方で、県内企業の3割以上が過剰債務を抱えていると考えていることが東京商工リサーチの調査によって判明しており、コロナ禍に対する支援が債務を膨らませた側面を示している。コロナ禍が終息して景気が上向き、企業業績も改善すれば問題はないが、終息が長引くようであれば、返済が困難となる企業が増加することが懸念される。(中略)

「ポスト・コロナ」に向けた取り組みが求められるのに対し、経営者の高齢化と共に、後継者難に悩む企業は多く存在しており、コロナ禍による業績悪化から経営意欲を失い、事業継続をあきらめる企業が増加する可能性は否定できない。ここに過剰債務が重なる倒産につながることも考えられ、引き続き今後の倒産動向には警戒が求められる。

【東京商工リサーチ青森支店：令和3年5月度青森県企業倒産状況】

# 青森県の雇用失業情勢について

## 補 足 資 料



第1表 一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

令和3年5月

項目	年月	3年	3年	2年	対前年同月 増減率、差 (%、ポイント)
		5月	4月	5月	
全 数	1 月間有効求職者数 (人)	24,581	25,540	23,821	3.2
	2 新規求職申込件数 (件)	4,921	7,383	5,281	▲ 6.8
	3 月間有効求人数 (人)	24,169	25,077	20,914	15.6
	4 新規求人数 (人)	8,353	9,008	7,406	12.8
	5 就職件数 (件)	2,016	2,409	1,813	11.2
	6 充足件数 (件)	1,946	2,315	1,785	9.0
	7 有効求人倍率(3/1) (倍)	0.98	0.98	0.88	0.10
	季節調整値	1.01	1.01	0.91	—
	8 新規求人倍率(4/2) (倍)	1.70	1.22	1.40	0.30
	季節調整値	1.73	1.51	1.41	—
9 就職率(5/2×100) (%)	41.0	32.6	34.3	6.7	
10 充足率(6/4×100) (%)	23.3	25.7	24.1	▲ 0.8	
常 用	11 月間有効求職者数 (人)	23,397	24,247	22,261	5.1
	12 新規求職申込件数 (件)	4,502	6,972	4,528	▲ 0.6
	13 月間有効求人数 (人)	21,694	22,283	18,908	14.7
	14 新規求人数 (人)	7,344	7,956	6,609	11.1
	15 就職件数 (件)	1,801	2,155	1,603	12.4
	16 充足件数 (件)	1,741	2,087	1,583	10.0
	17 有効求人倍率(13/11) (倍)	0.93	0.92	0.85	0.08
	18 新規求人倍率(14/12) (倍)	1.63	1.14	1.46	0.17
	19 就職率(15/12×100) (%)	40.0	30.9	35.4	4.6
	20 充足率(16/14×100) (%)	23.7	26.2	24.0	▲ 0.3

(注) 1. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和2年12月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

2. ▲は減少である。

第2表 雇用形態別常用職業紹介状況（新規学卒者を除く）

【原数値】

令和3年5月

年 月		3 年 5 月	3 年 4 月	2 年 5 月	対前年同月 増減率、差 (%、ポイント)	
						項 目
パート タイム を 除 く 常 用	1	月間有効求職者数 (人)	14,596	15,331	14,412	1.3
	2	新規求職申込件数 (件)	2,960	4,331	3,033	▲ 2.4
	3	月間有効求人数 (人)	14,707	15,005	12,876	14.2
	4	新規求人数 (人)	4,953	5,376	4,403	12.5
	5	就職件数 (件)	1,077	1,254	985	9.3
	6	充足件数 (件)	1,031	1,208	972	6.1
	7	有効求人倍率(3/1) (倍)	1.01	0.98	0.89	0.12
	8	新規求人倍率(4/2) (倍)	1.67	1.24	1.45	0.22
	9	就職率(5/2×100) (%)	36.4	29.0	32.5	3.9
	10	充足率(6/4×100) (%)	20.8	22.5	22.1	▲ 1.3
正 社 員	11	月間有効求人数 (人)	11,845	12,001	10,206	16.1
	12	新規求人数 (人)	3,933	4,119	3,415	15.2
	13	就職件数 (件)	804	941	715	12.4
	14	有効求人倍率(11/1) (倍)	0.81	0.78	0.71	0.10
	15	充足率 (%)	19.6	22.0	20.7	▲ 1.1
常 用 的 パ ー ト タ イ ム	16	月間有効求職者数 (人)	8,801	8,916	7,849	12.1
	17	新規求職申込件数 (件)	1,542	2,641	1,495	3.1
	18	月間有効求人数 (人)	6,987	7,278	6,032	15.8
	19	新規求人数 (人)	2,391	2,580	2,206	8.4
	20	就職件数 (件)	724	901	618	17.2
	21	充足件数 (件)	710	879	611	16.2
	22	有効求人倍率(18/16) (倍)	0.79	0.82	0.77	0.02
	23	新規求人倍率(19/17) (倍)	1.55	0.98	1.48	0.07
	24	就職率(20/17×100) (%)	47.0	34.1	41.3	5.7
	25	充足率(21/19×100) (%)	29.7	34.1	27.7	2.0

(注) 1. ▲は減少である。

2. 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。



第3表-1 産業別、規模別一般新規求人状況（新規学卒者を除く）

令和3年5月

産業別	新規求人人数 (人)			対前年増減数 (人)			対前年同月比 (%)		
	全数	パート除く	パートタイム	全数	パート除く	パートタイム	全数	パート除く	パートタイム
A, B 農, 林, 漁業 (01~04)	287	218	69	54	42	12	23.2	23.9	21.1
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 (05)	0	0	0	-3	-3	0	-100.0	-100.0	-
D 建設業 (06~08)	1,235	1,212	23	195	192	3	18.8	18.8	15.0
06 総合工事業	698	683	15	120	112	8	20.8	19.6	114.3
E 製造業 (09~32)	680	532	148	213	202	11	45.6	61.2	8.0
09 食料品製造業	320	217	103	61	62	-1	23.6	40.0	-1.0
10 飲料・たばこ・飼料製造業	17	13	4	10	7	3	142.9	116.7	300.0
11 繊維工業	50	38	12	21	19	2	72.4	100.0	20.0
12 木材・木製品製造業 (家具を除く)	12	12	0	2	3	-1	20.0	33.3	-100.0
13 家具・装備品製造業	2	2	0	-3	-3	0	-60.0	-60.0	-
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	7	6	1	1	0	1	16.7	0.0	-
15 印刷・同関連業	2	2	0	-2	0	-2	-50.0	0.0	-100.0
16 化学工業	2	2	0	1	1	0	100.0	100.0	-
17 石油製品・石炭製品製造業	0	0	0	-2	-2	0	-100.0	-100.0	-
18 プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	2	2	0	2	2	0	-	-	-
19 ゴム製品製造業	6	6	0	6	6	0	-	-	-
21 窯業・土石製品製造業	30	30	0	-2	1	-3	-6.3	3.4	-100.0
22 鉄鋼業	11	11	0	6	7	-1	120.0	175.0	-100.0
23 非鉄金属製造業	7	7	0	-12	-12	0	-63.2	-63.2	-
24 金属製品製造業	44	41	3	3	0	3	7.3	0.0	-
25 はん用機械器具製造業	18	18	24	18	18	24	-	-	-
26 生産用機械器具製造業	17	14	3	9	6	3	112.5	75.0	-
27 業務用機械器具製造業	11	9	2	5	5	0	83.3	125.0	0.0
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	47	40	7	29	26	3	161.1	185.7	75.0
29 電気機械器具製造業	43	36	7	34	34	0	377.8	1,700.0	0.0
30 情報通信機械器具製造業	5	2	3	5	2	3	-	-	-
31 輸送用機械器具製造業	22	22	0	19	19	0	633.3	633.3	-
20, 32 その他の製造業	5	2	3	2	1	1	66.7	100.0	50.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業 (33~36)	8	3	5	2	2	0	33.3	200.0	0.0
G 情報通信業 (37~41)	44	34	10	-31	-18	-13	-41.3	-34.6	-56.5
39 情報サービス業	42	33	9	2	-2	4	5.0	-5.7	80.0
H 運輸業, 郵便業 (42~49)	319	284	35	47	74	-27	17.3	35.2	-43.5
I 卸売業, 小売業 (50~61)	1,011	507	504	-74	34	-108	-6.8	7.2	-17.6
50~55 卸売業	294	206	88	37	30	7	14.4	17.0	8.6
56~61 小売業	717	301	416	-111	4	-115	-13.4	1.3	-21.7
56 各種商品小売業	64	4	60	2	4	-2	3.2	-	-3.2
J 金融業, 保険業 (62~67)	78	46	32	29	2	27	59.2	4.5	540.0
K 不動産業, 物品賃貸業 (68~70)	63	43	20	16	18	-2	34.0	72.0	-9.1
L 学術研究, 専門・技術サービス業 (71~74)	116	94	22	-28	-28	0	-19.4	-23.0	0.0
M 宿泊業, 飲食サービス業 (75~77)	551	133	418	253	42	211	84.9	46.2	101.9
76 飲食店	366	51	315	184	5	179	101.1	10.9	131.6
N 生活関連サービス業, 娯楽業 (78~80)	178	105	73	9	13	-4	5.3	14.1	-5.2
O 教育, 学習支援業 (81, 82)	152	44	108	15	-14	29	10.9	-24.1	36.7
P 医療, 福祉 (83~85)	2,138	1,391	747	75	8	67	3.6	0.6	9.9
83 医療業	572	383	189	-26	-35	9	-4.3	-8.4	5.0
85 社会保険・社会福祉・介護事業	1,566	1,008	558	101	43	58	6.9	4.5	11.6
Q 複合サービス事業 (86, 87)	114	29	85	-11	-11	0	-8.8	-27.5	0.0
R サービス業 (他に分類されないもの) (88~96)	1,268	900	368	288	219	69	29.4	32.2	23.1
91 職業紹介・労働者派遣業	422	356	66	130	85	45	44.5	31.4	214.3
92 その他の事業サービス業	643	379	264	115	100	15	21.8	35.8	6.0
S, T 公務 (他に分類されるものを除く)・その他 (97, 98, 99)	111	40	71	-102	-29	-73	-47.9	-42.0	-50.7
合計	8,353	5,615	2,738	947	745	202	12.8	15.3	8.0
規模別									
29人以下	5,385	3,590	1,795	4,213	2,840	1,373	359.5	378.7	325.4
30~99人	2,178	1,468	710	-1,318	-846	-472	-37.7	-36.6	-39.9
100~299人	633	469	164	-1,216	-735	-481	-65.8	-61.0	-74.6
300~499人	84	45	39	-580	-424	-156	-87.3	-90.4	-80.0
500~999人	43	32	11	-77	-42	-35	-64.2	-56.8	-76.1
1,000人以上	30	11	19	-40	-38	-2	-57.1	-77.6	-9.5

(注) 平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したものの。



第3表-2 産業別、規模別一般新規求人状況（新規卒者及びパートタイムを除く）

令和3年5月

産業別	新規求人人数 (人)			対前年増減数 (人)			対前年同月比 (%)		
	全数	常用	臨時・季節	全数	常用	臨時・季節	全数	常用	臨時・季節
A, B 農、林、漁業 (01~04)	218	105	113	42	41	1	23.9	64.1	0.9
C 鉱業、採石業、砂利採取業 (05)	0	0	0	-3	-3	0	-100.0	-100.0	-
D 建設業 (06~08)	1,212	1,174	38	192	197	-5	18.8	20.2	-11.6
06 総合工事業	683	657	26	112	117	-5	19.6	21.7	-16.1
E 製造業 (09~32)	532	477	55	202	164	38	61.2	52.4	223.5
09 食料品製造業	217	189	28	62	47	15	40.0	33.1	115.4
10 飲料・たばこ・飼料製造業	13	10	3	7	4	3	116.7	66.7	-
11 繊維工業	38	37	1	19	18	1	100.0	94.7	-
12 木材・木製品製造業 (家具を除く)	12	12	0	3	3	0	33.3	33.3	-
13 家具・装備品製造業	2	2	0	-3	-3	0	-60.0	-60.0	-
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	6	6	0	0	1	-1	0.0	20.0	-100.0
15 印刷・同関連業	2	2	0	0	0	0	0.0	0.0	-
16 化学工業	2	2	0	1	1	0	100.0	100.0	-
17 石油製品・石炭製品製造業	0	0	0	-2	-2	0	-100.0	-100.0	-
18 プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	2	2	0	2	2	0	-	-	-
19 ゴム製品製造業	6	6	0	6	6	0	-	-	-
21 窯業・土石製品製造業	30	29	1	1	3	-2	3.4	11.5	-66.7
22 鉄鋼業	11	11	0	7	7	0	175.0	175.0	-
23 非鉄金属製造業	7	7	0	-12	-12	0	-63.2	-63.2	-
24 金属製品製造業	41	39	2	0	-2	2	0.0	-4.9	-
25 はん用機械器具製造業	18	18	24	18	18	24	-	-	-
26 生産用機械器具製造業	14	14	0	6	6	0	75.0	75.0	-
27 業務用機械器具製造業	9	9	0	5	5	0	125.0	125.0	-
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	40	31	9	26	17	9	185.7	121.4	-
29 電気機械器具製造業	36	25	11	34	23	11	1,700.0	1,150.0	-
30 情報通信機械器具製造業	2	2	0	2	2	0	-	-	-
31 輸送用機械器具製造業	22	22	0	19	19	0	633.3	633.3	-
20, 32 その他の製造業	2	2	0	1	1	0	100.0	100.0	-
F 電気・ガス・熱供給・水道業 (33~36)	3	1	2	2	1	1	200.0	-	100.0
G 情報通信業 (37~41)	34	34	0	-18	-11	-7	-34.6	-24.4	-100.0
39 情報サービス業	33	33	0	-2	-2	0	-5.7	-5.7	-
H 運輸業、郵便業 (42~49)	284	281	3	74	72	2	35.2	34.4	200.0
I 卸売業、小売業 (50~61)	507	480	27	34	17	17	7.2	3.7	170.0
50~55 卸売業	206	185	21	30	16	14	17.0	9.5	200.0
56~61 小売業	301	295	6	4	1	3	1.3	0.3	100.0
56 各種商品小売業	4	4	0	4	4	0	-	-	-
J 金融業、保険業 (62~67)	46	41	5	2	6	-4	4.5	17.1	-44.4
K 不動産業、物品賃貸業 (68~70)	43	42	1	18	17	1	72.0	68.0	-
L 学術研究、専門・技術サービス業 (71~74)	94	78	16	-28	-26	-2	-23.0	-25.0	-11.1
M 宿泊業、飲食サービス業 (75~77)	133	133	0	42	42	0	46.2	46.2	-
76 飲食店	51	51	0	5	5	0	10.9	10.9	-
N 生活関連サービス業、娯楽業 (78~80)	105	89	16	13	8	5	14.1	9.9	45.5
O 教育、学習支援業 (81, 82)	44	42	2	-14	-9	-5	-24.1	-17.6	-71.4
P 医療、福祉 (83~85)	1,391	1,370	21	8	0	8	0.6	0.0	61.5
83 医療業	383	374	9	-35	-35	0	-8.4	-8.6	0.0
85 社会保険・社会福祉・介護事業	1,008	996	12	43	35	8	4.5	3.6	200.0
Q 複合サービス事業 (86, 87)	29	27	2	-11	7	-18	-27.5	35.0	-90.0
R サービス業 (他に分類されないもの) (88~96)	900	557	343	219	69	150	32.2	14.1	77.7
91 職業紹介・労働者派遣業	356	78	278	85	-8	93	31.4	-9.3	50.3
92 その他の事業サービス業	379	330	49	100	54	46	35.8	19.6	1,533.3
S, T 公務 (他に分類されるものを除く)・その他 (97, 98, 99)	40	22	18	-29	-42	13	-42.0	-65.6	260.0
合 計	5,615	4,953	662	745	550	195	15.3	12.5	41.8
規模別	29人以下	3,590	3,086	504	2,840	236	378.7	540.2	88.1
30~99人	1,468	1,382	86	-846	-813	-33	-36.6	-37.0	-27.7
100~299人	469	407	62	-735	-750	15	-61.0	-64.8	31.9
300~499人	45	41	4	-424	-404	-20	-90.4	-90.8	-83.3
500~999人	32	27	5	-42	-38	-4	-56.8	-58.5	-44.4
1,000人以上	11	10	1	-38	-39	1	-77.6	-79.6	-

(注) 平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したものの。

第4表 一般職業紹介状況（全数）（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

令和3年5月

項目 年月	月間有効求職者数		月間有効求人数		有効求人倍率		新規求職申込件数		新規求人数		新規求人倍率		就職件数
	季調値 対前月 増減率	原数値 対前年 同月 増減率	季調値 対前月 増減率	原数値 対前年 同月 増減率	季 節 調整値	原数値	季調値 対前月 増減率	原数値 対前年 同月 増減率	季調値 対前月 増減率	原数値 対前年 同月 増減率	季 節 調整値	原数値	原数値 対前年 同月 増減率
	%	%	%	%	倍	倍	%	%	%	%	倍	倍	%
平成28年	—	▲ 9.0	—	8.4	—	1.08	—	▲ 10.2	—	5.9	—	1.51	▲ 7.0
平成29年	—	▲ 5.5	—	7.9	—	1.24	—	▲ 6.2	—	6.4	—	1.71	▲ 4.2
平成30年	—	▲ 3.6	—	1.2	—	1.30	—	▲ 6.0	—	▲ 1.2	—	1.80	▲ 7.3
平成31年・ 令和元年	—	▲ 2.3	—	▲ 6.5	—	1.24	—	▲ 5.5	—	▲ 7.7	—	1.75	▲ 5.1
令和2年	—	3.1	—	▲ 18.4	—	0.99	—	▲ 5.8	—	▲ 17.8	—	1.53	▲ 15.3
平成27年度	—	▲ 7.5	—	8.4	—	0.95	—	▲ 7.9	—	6.7	—	1.34	▲ 6.7
平成28年度	—	▲ 9.0	—	8.4	—	1.13	—	▲ 9.2	—	6.1	—	1.57	▲ 7.4
平成29年度	—	▲ 5.0	—	6.5	—	1.27	—	▲ 6.7	—	4.3	—	1.75	▲ 5.2
平成30年度	—	▲ 2.8	—	▲ 0.3	—	1.30	—	▲ 5.7	—	▲ 2.3	—	1.82	▲ 6.3
平成31年度	—	▲ 2.8	—	▲ 0.3	—	1.30	—	▲ 5.7	—	▲ 2.3	—	1.82	▲ 6.3
2年 1月	0.4	0.7	▲ 7.1	▲ 13.3	1.12	1.02	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 17.6	▲ 21.4	1.43	1.25	▲ 9.8
2月	0.5	▲ 0.5	▲ 0.6	▲ 12.3	1.10	1.12	▲ 3.2	▲ 12.4	15.7	▲ 9.4	1.71	1.86	▲ 10.5
3月	▲ 0.4	0.1	▲ 1.3	▲ 13.8	1.09	1.12	0.7	▲ 0.3	▲ 4.5	▲ 13.2	1.63	1.56	▲ 3.9
4月	0.9	1.6	▲ 8.0	▲ 19.9	1.00	0.96	▲ 0.9	▲ 3.4	▲ 17.4	▲ 26.9	1.35	1.09	▲ 13.0
5月	0.1	▲ 0.6	▲ 9.0	▲ 26.0	0.91	0.88	▲ 1.1	▲ 14.4	2.8	▲ 26.3	1.41	1.40	▲ 29.4
6月	0.9	2.3	1.8	▲ 25.2	0.91	0.87	6.9	6.9	7.5	▲ 16.5	1.41	1.42	▲ 14.6
7月	1.1	2.4	2.5	▲ 23.4	0.93	0.90	▲ 5.7	▲ 8.2	▲ 1.5	▲ 21.9	1.48	1.54	▲ 21.3
8月	1.9	6.8	2.2	▲ 20.5	0.93	0.93	▲ 0.9	▲ 6.1	0.7	▲ 21.1	1.50	1.75	▲ 18.1
9月	1.5	9.7	0.6	▲ 19.7	0.92	0.98	▲ 3.7	▲ 7.9	2.5	▲ 14.0	1.60	1.99	▲ 15.9
10月	▲ 2.2	7.0	1.1	▲ 17.4	0.95	1.04	▲ 0.4	▲ 7.1	▲ 0.4	▲ 15.3	1.60	1.94	▲ 17.0
11月	0.0	6.1	1.7	▲ 15.3	0.97	1.06	1.7	▲ 6.9	1.1	▲ 14.7	1.59	1.83	▲ 19.0
12月	▲ 1.0	3.4	1.5	▲ 14.1	0.99	0.96	▲ 3.8	▲ 9.8	0.7	▲ 13.0	1.66	1.22	▲ 13.0
3年 1月	▲ 0.8	1.8	▲ 3.9	▲ 11.0	0.96	0.89	▲ 4.0	▲ 16.2	▲ 9.6	▲ 6.3	1.57	1.40	▲ 14.0
2月	9.7	11.9	1.9	▲ 8.2	0.89	0.92	7.3	▲ 1.8	11.2	▲ 7.9	1.62	1.74	▲ 3.0
3月	▲ 3.4	8.4	5.3	▲ 2.4	0.97	1.01	8.1	6.5	10.2	7.8	1.65	1.57	▲ 5.3
4月	▲ 1.7	5.0	2.4	7.7	1.01	0.98	1.9	5.4	▲ 7.0	17.7	1.51	1.22	3.0
5月	▲ 2.3	3.2	▲ 2.6	15.6	1.01	0.98	▲ 13.6	▲ 6.8	▲ 0.7	12.8	1.73	1.70	11.2
6月													
7月													
8月													
9月													
10月													
11月													
12月													

(注) 1. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和2年12月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

2. ▲は減少である。

一般職業紹介状況（全数）（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

令和3年5月

	月間有効求人人数		月間有効求職者数		有効求人倍率	新規求人数		新規求職申込件数		新規求人倍率
	季節調整値	前月比	季節調整値	前月比	季節調整値	季節調整値	前月比	季節調整値	前月比	季節調整値
2年 1月	25,804	▲ 7.1	23,125	0.4	1.12	8,424	▲ 17.6	5,874	▲ 0.7	1.43
2月	25,645	▲ 0.6	23,247	0.5	1.10	9,747	15.7	5,686	▲ 3.2	1.71
3月	25,309	▲ 1.3	23,155	▲ 0.4	1.09	9,309	▲ 4.5	5,728	0.7	1.63
4月	23,296	▲ 8.0	23,360	0.9	1.00	7,691	▲ 17.4	5,679	▲ 0.9	1.35
5月	21,192	▲ 9.0	23,377	0.1	0.91	7,904	2.8	5,619	▲ 1.1	1.41
6月	21,565	1.8	23,590	0.9	0.91	8,498	7.5	6,009	6.9	1.41
7月	22,101	2.5	23,859	1.1	0.93	8,367	▲ 1.5	5,667	▲ 5.7	1.48
8月	22,579	2.2	24,320	1.9	0.93	8,424	0.7	5,614	▲ 0.9	1.50
9月	22,721	0.6	24,679	1.5	0.92	8,634	2.5	5,407	▲ 3.7	1.60
10月	22,975	1.1	24,134	▲ 2.2	0.95	8,600	▲ 0.4	5,384	▲ 0.4	1.60
11月	23,369	1.7	24,127	0.0	0.97	8,694	1.1	5,477	1.7	1.59
12月	23,720	1.5	23,892	▲ 1.0	0.99	8,756	0.7	5,267	▲ 3.8	1.66
3年 1月	22,803	▲ 3.9	23,698	▲ 0.8	0.96	7,914	▲ 9.6	5,055	▲ 4.0	1.57
2月	23,241	1.9	26,002	9.7	0.89	8,797	11.2	5,424	7.3	1.62
3月	24,466	5.3	25,121	▲ 3.4	0.97	9,691	10.2	5,866	8.1	1.65
4月	25,059	2.4	24,703	▲ 1.7	1.01	9,015	▲ 7.0	5,978	1.9	1.51
5月	24,406	▲ 2.6	24,132	▲ 2.3	1.01	8,954	▲ 0.7	5,166	▲ 13.6	1.73
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										

(注) 1. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和2年12月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。



年度欄は 5月累計

理由別新規常用求職者数の推移(パートを除く)

区分	常用求職者						在職者						離職者						うち専業主都合						うち自己都合						うち自営・その他						無業者					
	前年同月増減差		前年同月増減比		求職者数		前年同月増減差		前年同月増減比		求職者数		前年同月増減差		前年同月増減比		求職者数		前年同月増減差		前年同月増減比		求職者数		前年同月増減差		前年同月増減比		求職者数		前年同月増減差		前年同月増減比									
	求職者数	増減差	増減比	求職者数	増減差	増減比	求職者数	増減差	増減比	求職者数	増減差	増減比	求職者数	増減差	増減比	求職者数	増減差	増減比	求職者数	増減差	増減比	求職者数	増減差	増減比	求職者数	増減差	増減比	求職者数	増減差	増減比	求職者数	増減差	増減比									
平成31年度	8,164	▲ 532	▲ 6.1	2,214	▲ 189	▲ 7.9	5,431	▲ 372	▲ 6.4	1,554	▲ 252	▲ 14.0	3,541	▲ 114	▲ 3.1	58	▲ 5	▲ 7.9	519	▲ 29	▲ 5.9																					
令和2年度	7,373	▲ 791	▲ 9.7	1,621	▲ 593	▲ 26.8	5,334	▲ 97	▲ 1.8	1,916	▲ 362	▲ 23.3	3,127	▲ 414	▲ 11.7	291	▲ 233	▲ 401.7	418	▲ 101	▲ 19.5																					
令和3年度	7,291	▲ 82	▲ 1.1	1,825	▲ 204	▲ 12.6	4,996	▲ 338	▲ 6.3	1,516	▲ 400	▲ 20.9	3,192	▲ 65	▲ 2.1	288	▲ 3	▲ 1.0	470	▲ 52	▲ 12.4																					
平成31年4月	4,373	▲ 342	▲ 7.3	1,056	▲ 90	▲ 7.9	3,032	▲ 268	▲ 8.1	932	▲ 227	▲ 19.6	1,886	▲ 41	▲ 2.1	24	▲ 3	▲ 11.1	285	▲ 16	▲ 5.9																					
5月	3,791	▲ 190	▲ 4.8	1,158	▲ 99	▲ 7.9	2,399	▲ 104	▲ 4.2	622	▲ 25	▲ 3.9	1,655	▲ 73	▲ 4.2	34	▲ 2	▲ 5.6	234	▲ 13	▲ 5.9																					
6月	3,299	▲ 75	▲ 2.2	1,098	▲ 143	▲ 11.5	1,985	▲ 81	▲ 4.3	498	▲ 60	▲ 13.7	1,394	▲ 19	▲ 1.4	35	▲ 4	▲ 10.3	216	▲ 13	▲ 5.7																					
7月	3,551	▲ 95	▲ 2.7	1,180	▲ 11	▲ 0.9	2,086	▲ 45	▲ 2.2	505	▲ 12	▲ 2.4	1,479	▲ 13	▲ 0.9	40	▲ 12	▲ 42.9	285	▲ 39	▲ 15.9																					
8月	3,181	▲ 355	▲ 10.0	1,104	▲ 95	▲ 7.9	1,865	▲ 225	▲ 10.8	407	▲ 54	▲ 11.7	1,384	▲ 175	▲ 11.2	30	▲ 13	▲ 76.5	212	▲ 35	▲ 14.2																					
9月	3,286	▲ 53	▲ 1.6	1,143	▲ 59	▲ 4.9	1,937	▲ 0	▲ 0.0	420	▲ 6	▲ 1.4	1,450	▲ 7	▲ 0.5	29	▲ 1	▲ 3.3	206	▲ 6	▲ 3.0																					
10月	3,419	▲ 377	▲ 9.9	1,120	▲ 129	▲ 10.3	2,093	▲ 202	▲ 8.8	501	▲ 84	▲ 14.4	1,503	▲ 113	▲ 7.0	36	▲ 8	▲ 28.6	206	▲ 46	▲ 18.3																					
11月	2,958	▲ 269	▲ 8.3	953	▲ 170	▲ 15.1	1,750	▲ 147	▲ 7.7	435	▲ 24	▲ 5.2	1,259	▲ 99	▲ 7.3	32	▲ 6	▲ 23.1	255	▲ 48	▲ 23.2																					
12月	2,949	▲ 96	▲ 3.4	990	▲ 32	▲ 3.1	1,776	▲ 121	▲ 7.3	566	▲ 48	▲ 9.3	1,143	▲ 78	▲ 7.3	34	▲ 6	▲ 21.4	183	▲ 7	▲ 4.0																					
令和2年1月	3,756	▲ 44	▲ 1.2	1,297	▲ 44	▲ 3.3	2,182	▲ 53	▲ 2.4	573	▲ 15	▲ 2.6	1,520	▲ 27	▲ 1.7	89	▲ 48	▲ 117.1	277	▲ 53	▲ 23.7																					
2月	3,382	▲ 456	▲ 11.9	1,467	▲ 219	▲ 13.0	1,719	▲ 183	▲ 9.6	424	▲ 7	▲ 1.7	1,222	▲ 180	▲ 12.8	73	▲ 36	▲ 97.3	196	▲ 54	▲ 21.6																					
3月	3,975	▲ 35	▲ 0.9	1,576	▲ 12	▲ 0.8	2,119	▲ 26	▲ 1.2	583	▲ 51	▲ 9.6	1,442	▲ 30	▲ 2.0	94	▲ 56	▲ 147.4	280	▲ 49	▲ 14.9																					
4月	4,340	▲ 33	▲ 0.8	864	▲ 192	▲ 18.2	3,243	▲ 211	▲ 7.0	1,137	▲ 205	▲ 22.0	1,881	▲ 5	▲ 0.3	225	▲ 201	▲ 837.5	233	▲ 52	▲ 18.2																					
5月	3,033	▲ 758	▲ 20.0	757	▲ 401	▲ 34.6	2,091	▲ 308	▲ 12.8	779	▲ 157	▲ 25.2	1,246	▲ 409	▲ 24.7	66	▲ 32	▲ 94.1	185	▲ 49	▲ 20.9																					
6月	3,402	▲ 103	▲ 3.1	1,004	▲ 94	▲ 8.6	2,149	▲ 164	▲ 8.3	691	▲ 193	▲ 38.8	1,375	▲ 19	▲ 1.4	83	▲ 48	▲ 137.1	249	▲ 33	▲ 15.3																					
7月	3,210	▲ 341	▲ 9.6	1,023	▲ 157	▲ 13.3	1,985	▲ 101	▲ 4.8	589	▲ 84	▲ 16.6	1,309	▲ 170	▲ 11.5	87	▲ 47	▲ 117.5	202	▲ 83	▲ 29.1																					
8月	2,968	▲ 213	▲ 6.7	946	▲ 158	▲ 14.3	1,823	▲ 42	▲ 2.3	483	▲ 76	▲ 18.7	1,266	▲ 118	▲ 8.5	74	▲ 44	▲ 146.7	199	▲ 13	▲ 6.1																					
9月	3,102	▲ 184	▲ 5.6	1,013	▲ 130	▲ 11.4	1,886	▲ 51	▲ 2.6	459	▲ 39	▲ 9.3	1,356	▲ 94	▲ 6.5	71	▲ 42	▲ 144.8	203	▲ 3	▲ 1.5																					
10月	3,198	▲ 221	▲ 6.5	937	▲ 183	▲ 16.3	2,030	▲ 63	▲ 3.0	544	▲ 43	▲ 8.6	1,404	▲ 99	▲ 6.6	82	▲ 46	▲ 127.8	231	▲ 25	▲ 12.1																					
11月	2,811	▲ 147	▲ 5.0	901	▲ 52	▲ 5.5	1,740	▲ 10	▲ 0.6	464	▲ 29	▲ 6.7	1,211	▲ 48	▲ 3.8	65	▲ 33	▲ 103.1	170	▲ 85	▲ 33.3																					
12月	2,803	▲ 146	▲ 5.0	852	▲ 138	▲ 13.9	1,803	▲ 27	▲ 1.5	677	▲ 111	▲ 19.6	1,073	▲ 70	▲ 6.1	33	▲ 1	▲ 2.9	148	▲ 35	▲ 19.1																					
令和3年1月	3,239	▲ 517	▲ 13.8	1,066	▲ 231	▲ 17.8	1,998	▲ 184	▲ 8.4	578	▲ 5	▲ 0.9	1,334	▲ 186	▲ 12.2	86	▲ 3	▲ 3.4	175	▲ 102	▲ 36.8																					
2月	3,304	▲ 78	▲ 2.3	1,392	▲ 75	▲ 5.1	1,735	▲ 16	▲ 0.9	409	▲ 15	▲ 3.5	1,252	▲ 30	▲ 2.5	74	▲ 1	▲ 1.4	177	▲ 19	▲ 9.7																					
3月	4,160	▲ 185	▲ 4.7	1,573	▲ 3	▲ 0.2	2,265	▲ 146	▲ 6.9	680	▲ 97	▲ 16.6	1,485	▲ 43	▲ 3.0	94	▲ 0	▲ 0.0	322	▲ 42	▲ 15.0																					
4月	4,331	▲ 9	▲ 0.2	992	▲ 128	▲ 14.8	3,074	▲ 169	▲ 5.2	1,051	▲ 86	▲ 7.6	1,822	▲ 59	▲ 3.1	201	▲ 24	▲ 10.7	265	▲ 32	▲ 13.7																					
5月	2,960	▲ 73	▲ 2.4	833	▲ 76	▲ 10.0	1,922	▲ 169	▲ 8.1	465	▲ 314	▲ 40.3	1,370	▲ 124	▲ 10.0	87	▲ 21	▲ 31.8	205	▲ 20	▲ 10.8																					
6月																																										
7月																																										
8月																																										
9月																																										
10月																																										
11月																																										
12月																																										
令和4年1月																																										
2月																																										
3月																																										

(注)「定年退職者」、「離職理由不明」は令和1年12月までは離職者合計に含み、令和2年1月からは「うち自営・その他」の「その他」に含まれている。

-7-

- 18 -

正社員の職業紹介状況  
令和3年5月

青森労働局

	新規求人数			充足数			充足率			
	計	正社員	非正社員	計	正社員	非正社員	計	正社員	非正社員	
31年度	120,623	51,301	69,322	26,241	10,503	15,738	21.8	20.5	22.7	
2年度	102,578	47,673	54,905	22,585	9,137	13,448	22.0	19.2	24.5	
1年間の動き	R02.05	7,406	3,415	3,991	1,785	708	1,077	24.1	20.7	27.0
	R02.06	8,406	4,021	4,385	1,965	769	1,196	23.4	19.1	27.3
	R02.07	8,349	3,876	4,473	1,805	746	1,059	21.6	19.2	23.7
	R02.08	8,011	3,713	4,298	1,608	715	893	20.1	19.3	20.8
	R02.09	9,114	4,126	4,988	1,797	774	1,023	19.7	18.8	20.5
	R02.10	9,238	4,250	4,988	1,954	793	1,161	21.2	18.7	23.3
	R02.11	8,432	3,797	4,635	1,682	706	976	19.9	18.6	21.1
	R02.12	8,040	4,008	4,032	1,620	658	962	20.1	16.4	23.9
	R03.01	8,455	4,001	4,454	1,383	599	784	16.4	15.0	17.6
	R03.02	9,165	4,013	5,152	1,861	751	1,110	20.3	18.7	21.5
	R03.03	10,306	4,768	5,538	2,859	1,068	1,791	27.7	22.4	32.3
R03.04	9,008	4,119	4,889	2,315	908	1,407	25.7	22.0	28.8	
R03.05	8,353	3,933	4,420	1,946	771	1,175	23.3	19.6	26.6	

	有効求人人数					新規求職者数		有効求職者数		有効求人倍率		就職率	
	計	正社員	構成比	非正社員	構成比	常用フルタイム	常用フルタイム	正社員	正社員	正社員	正社員		
31年度	332,197	146,467	44.1	185,730	55.9	41,810	168,149	0.87	26.3				
2年度	275,243	133,453	48.5	141,790	51.5	39,570	172,401	0.77	23.7				
1年間の動き	R02.05	20,914	10,206	48.8	10,708	51.2	3,033	14,412	0.71	23.6			
	R02.06	20,897	10,438	49.9	10,459	50.1	3,402	14,261	0.73	23.4			
	R02.07	21,561	10,547	48.9	11,014	51.1	3,210	14,225	0.74	24.6			
	R02.08	22,150	10,863	49.0	11,287	51.0	2,968	14,530	0.75	24.9			
	R02.09	23,280	11,112	47.7	12,168	52.3	3,102	14,750	0.75	26.2			
	R02.10	23,962	11,428	47.7	12,534	52.3	3,198	14,631	0.78	25.8			
	R02.11	23,877	11,408	47.8	12,469	52.2	2,811	14,103	0.81	25.4			
	R02.12	23,274	11,432	49.1	11,842	50.9	2,803	13,693	0.83	24.2			
	R03.01	22,680	11,322	49.9	11,358	50.1	3,239	13,750	0.82	18.4			
	R03.02	23,799	11,561	48.6	12,238	51.4	3,304	14,065	0.82	22.2			
	R03.03	25,560	12,209	47.8	13,351	52.2	4,160	14,996	0.81	26.0			
R03.04	25,077	12,001	47.9	13,076	52.1	4,331	15,331	0.78	21.7				
R03.05	24,169	11,845	49.0	12,324	51.0	2,960	14,596	0.81	27.2				

	紹介件数			就職数			新規求人数に占める正社員の構成比		
	計	正社員	非正社員	計	正社員	非正社員	正社員	非正社員	
31年度	74,205	33,657	40,548	27,652	11,006	16,646	42.5	57.5	
2年度	63,864	29,095	34,769	23,409	9,359	14,050	46.5	53.5	
1年間の動き	R02.05	4,856	2,082	2,774	1,813	715	1,098	46.1	53.9
	R02.06	5,702	2,850	2,852	2,046	795	1,251	47.8	52.2
	R02.07	5,576	2,671	2,905	1,910	790	1,120	46.4	53.6
	R02.08	4,609	2,275	2,334	1,704	739	965	46.3	53.7
	R02.09	5,524	2,531	2,993	1,908	813	1,095	45.3	54.7
	R02.10	5,453	2,391	3,062	2,056	824	1,232	46.0	54.0
	R02.11	4,652	2,206	2,446	1,752	714	1,038	45.0	55.0
	R02.12	4,271	2,009	2,262	1,687	678	1,009	49.9	50.1
	R03.01	4,460	2,006	2,454	1,405	596	809	47.3	52.7
	R03.02	5,555	2,363	3,192	1,874	733	1,141	43.8	56.2
	R03.03	7,524	3,158	4,366	2,916	1,083	1,833	46.3	53.7
R03.04	5,998	2,714	3,284	2,409	941	1,468	45.7	54.3	
R03.05	5,210	2,322	2,888	2,016	804	1,212	47.1	52.9	

(注) 1.正社員有効求人倍率=正社員有効求人数/常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

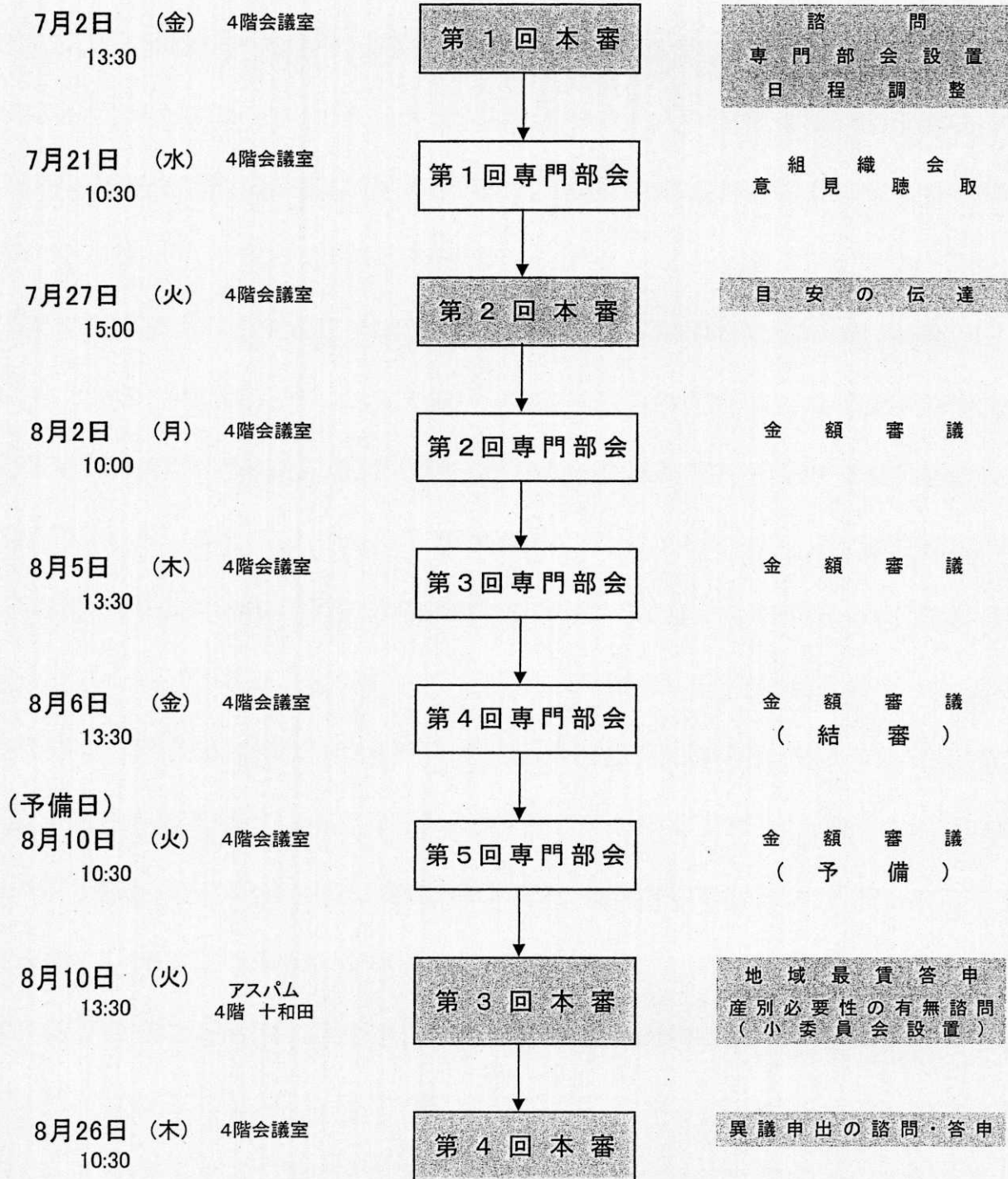
2.充足率=充足数/新規求人数×100      3.就職率=就職件数/新規求職者数×100

4.「非正社員」とは、パートタイム労働者、派遣労働者、臨時・季節労働者、契約社員、準社員、嘱託等の正社員・正職員でない者。



令和3年度青森地方最低賃金審議会開催日程(案)

【青森県最低賃金審議】



令和3年10月6日発効



## 青森地方最低賃金審議会運営規程（案）

規程制定 昭和34年7月24日  
改正省 略  
改正 平成14年4月23日  
改正 平成15年7月29日  
改正 令和3年7月2日

第1条 青森地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、青森労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

- 2 前項の規定により青森労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、青森労働局長に通知するものとする。

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めたときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換

若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第7条 会議の議事については、議事録を作成する。~~し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。~~

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度青森労働局長に送付するものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は平成15年7月29日から施行する。

附 則

この規程は令和3年7月2日から施行する。

青森労働局長  
請 園 清 人 殿

日本労働組合総連合会青森県連合会  
会 長 塩 谷 進

## 2021年労働行政に関する要請書

早春の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、当連合会の活動に対しご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げますとともに、労働行政の推進に日々ご努力頂いていることに対し、心より敬意を表します。

今般のコロナ感染症の拡大は人の往来を抑制し、観光・飲食・公共交通など特定の産業に大きな影響を与えています。今後の見通しについても感染症の抑制、ワクチン接種、世界経済の動向等の影響も含め、極めて不透明な状況となっています。

また、今回のコロナ禍は、中小企業や有期・短時間・契約等労働者など経営基盤やセーフティネットが脆弱な層ほど深刻な影響を受けており、こうした状況を克服し持続可能な社会を実現していくためには、経済・社会の責任を担う政労使がそれぞれの役割を果たしていくことが重要と考えます。

この春卒業の高校生の県外就職率は45%と、コロナ禍にあっても若年者の県外希望は変わらず将来の人材が流出し県内の労働力不足は改善していません。賃金水準の向上や働き方改革の実行、各種ハラスメント防止や男女間格差の是正など課題は山積しています。

連合は「働くことを軸とする安心社会」の実現をめざして今後も各種取り組みを進めて参ります。

つきましては、労働行政に関わる以下の事項について要請致しますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### I. 最低賃金に関すること

- (1) 全国最下位ランクにある本県の地域別最低賃金について、生活できる水準をめざした当面の目標を1,000円としその達成を早期に実現すること。今年度は段階的な手続きとして、連合の青森県リビングウェイジである910円を目標に最低賃金審議会での対応を進め、発効日についても10月1日とすること。
- (2) 産業別最低賃金について、今年度も4業種での取り組みを進めて参りますが、使用者団体や事業者等においては、その必要性に対して否定的な意見もあることから、産業の質の維持・労働者確保の優位性等の意義について理解促進を図ること。



## Ⅱ. 働き方改革に関すること

- (1) 過労死や過労自殺ゼロの目標に向けて「ワーク・ライフ・バランス」を実現できるよう、改正労基法や安全衛生法の内容や趣旨の周知徹底を図ること。特に労働組合のない企業や、経営者団体等に加入していない企業については、その内容が理解されにくいことから実効性ある監督指導をおこなうこと。
- (2) 労働組合はもとより、過半数労働者代表の適正な選出による「36協定」の確実・適正な締結にむけて監督指導を強化すること。また、未締結事業所数や適正な締結済事業所数を定期的に明らかにするなど企業への締結促進を図ること。
- (3) 年次有給休暇の5日取得義務化において、この一年間の青森県内企業の状況を明らかにすること。なお、引き続き問題ある企業への指導についても積極的に進めること。
- (4) 4月1日より中小企業に対する「同一労働同一賃金」の法施行が始まります。そこに働くすべての労働者に対する賃金や労働条件について、不合理な待遇格差が認められる場合には是正指導をおこない、均等・均衡待遇の実現に向けて監督指導を強化すること。
- (5) 労働関係法規が遵守されるよう周知の徹底と、総合労働相談窓口の相談体制の充実と各種ハラスメント防止に向けて事業主に対して引き続き指導の徹底を図ること。

## Ⅲ. 雇用環境に関すること

- (1) 地元新卒者やU I Jターンでの就職者の確保促進に向けて、正社員採用数の拡大や待遇改善が進むよう、企業に対して各種助成制度の周知を徹底すること。
- (2) 改正労基法の内容や地域最賃遵守に向け監督機能を強化し、悪質な違反企業に対しては、積極的な摘発・公表を進め抑止効果を高めること。
- (3) 障がい者に対する法定雇用率の引き上げに伴い、法の遵守はもとより障がい者雇用に対する企業の理解促進、適切な配慮による拡大や質的充実に向けた対応も意識して周知を図ること。また、労働局においても率先した取り組みを図ること。
- (4) 企業の採用活動について、内定者や予定者の取り消しは特別な事情がなければ違法であることを周知徹底し、労働者の不利益につながることをないよう監督機能を強めること。
- (5) 労働力人口が減少するなか、男女平等の推進や、それに伴って女性の活躍は一層重要な課題となっている。しかし一方で、産前・産後休暇や育児休暇取得時の退職強要や非正規への転換などの法違反が「連合労働相談」でも明らかになっている。こうしたことがないよう事業者への指導を強化し、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備にむけて指導力を発揮すること。

#### IV. 労働局行政に関すること

- (1) 県民の期待に応える労働行政の展開に当たり、改正労基法の実効性の担保や行政自らの働き方改革を進める視点から、労働基準監督署・ハローワーク等に対し職員配置の増員を図ること。また、有期雇用者に対するスキル・モチベーション維持の観点から、無期雇用への環境整備に取り組むこと。
- (2) 労働局行政において、個別労使紛争解決機能、労働保険の適用・徴収機能、労働者派遣事業者等に対する指導・監督機能、地域別最低賃金決定機能については各県単位を今後も堅持すること。

#### V. コロナ感染症に関すること

- (1) 昨年からのコロナ感染症拡大に伴って、雇用情勢・労働環境は急激に変化をしてきた。雇用調整助成金や休業支援金の制度拡充等、雇用維持にむけた取り組みについて敬意を表します。引き続き給付申請を行わず労働者を一方的に解雇することがないように、コロナ解雇の抑止に向けた指導力を発揮すること。
- (2) コロナ感染症拡大によって、感染者やその関係者、企業や飲食店舗など誤った情報やデマの拡散などの風評被害によって苦しめられている方がたくさんおります。誰でも罹患する可能性があることについて、お互いの理解促進にむけた取り組みを引き続き徹底して進めること。
- (3) コロナ感染拡大防止にむけて、今後導入されるワクチン接種が有効な手段とされているが、接種にむけては各自治体と連携し正確な情報提供をおこなうこと。また、接種・非接種に関わらず差別や偏見防止に向け啓発活動に取り組むこと。
- (4) ワクチン接種しやすい環境整備にむけて休暇取得の促進や、接種を希望しない従業員に対する不利益が生じないように、企業に対する情報提供や、相談体制についても強化すること。

以 上



2021年5月20日

青森労働局長 高橋 洋 様

全労連東北地方協議会

議 長 勝見 忍

全労連北海道地方協議会

議 長 三上 友衛

青森県労働組合総連

議 長 奥村

## 最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充、及び 最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請

労働者の雇用と権利擁護の立場でご尽力されていることに敬意を表します。

いま、コロナの感染拡大により労働者、中小・零細企業の経営が危機的な状況におかれています。急激な経済停滞により失業や労働時間削減に追い込まれているのが、パート・派遣・契約・アルバイトなどの非正規雇用やフリーランスで働く労働者です。また、コロナのなかで感染の危険にさらされながら働いているエッセンシャルワーカーも、最低賃金近傍の低賃金で働いている方も少なくありません。

昨年から続くコロナ不況で実質GDPが通年で前年比4.8%減と11年ぶりにマイナス成長となるなど日本経済は著しく落ち込みました。一部の業種を除き企業業績は激しく落ち込み、大幅減益・赤字転落となる企業も増加しました。コロナ倒産やコロナ解雇も増加が続き、雇い止めや希望退職募集、冬のボーナスの減額など、雇用環境ひいては国民・労働者のくらしにも大きな影響をもたらしています。特に、非正規労働者・フリーランス・女性・若者に大打撃を与え、新自由主義経済政策がもたらした貧困と格差の拡大と日本の経済社会の脆弱性が改めて浮き彫りになりました。シフト制で働く非正規労働者は休業手当や休業支援金さえ得られない状況にあります。最賃近傍の時給で働く労働者が休業手当を支給されたとしても、法定どおりの6割の休業手当では生活が成り立たちません。

コロナ禍を克服し、日本経済の回復のためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。このことは、経営者と認識と一致することと思います。最低賃金を全国一律に是正すること、抜本的引上げはコロナ下での生活の確保、貧困をなくすこと、地域経済を守るためにも必要な経済対策です。「凍結ありき」の単調な議論では済まされない問題と考えます。

2020年の改定により、最も高い東京は時給1,013円、青森県は793円、最低の7県は792円です。これでは1日8時間・週40時間働いても月137,823円にしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。しかも、地域間格差が時間額で221円もあり地方から労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。

全労連東北地方協議会が行った最低生計費試算調査では、月に22万円～24万円（単身25歳）の収入が必要との結果です。月150時間の労働時間で換算すると時給1500円前後が必要との結果が示されました。この水準は、全国どこでもほぼ同水準であり、憲法25条の「健康で文化的な生活」をす



る上で、地域による大きな格差はないことが明らかになりました。

この間、自民党の「最賃一元化推進議員連盟」が、最賃引上げ・全国一律最低賃金制度を政策として打ち出していること。また、経済財政諮問会議では、地方創生とセットで最賃引き上げの方向性について民間議員が打ち出し始めており、最低賃金引き上げは、政府の重要な施策と位置付けられています。

最低賃金引き上げを実現するため、コロナ禍で苦境にある中小・零細企業支援が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動を実施し、労働者・国民の所得を引上げ、購買力を上げる事によって、地域の中小・零細企業の営業も改善させ、地域循環型経済への好循環を生み出し、コロナ禍を脱却する強い経済を作ることにつながると考えます。以上の趣旨から、下記事項についてご尽力いただきたく要請いたします。

#### 記

1. 今年度の最低賃金については、コロナ禍で、厳しい状況に置かれている労働者の生計費に基づき、ただちに「時間額 1000 円」以上をめざし、大幅引き上げを行うこと。
2. 地域間格差の解消をめざし地域別最低賃金の A・B・C・D ランクを廃止し、全国一律最低賃金制度を確立すること。
3. 最低賃金の引き上げと同時に、中小企業の社会保険料負担の減額制度を設けるなど、国による中小企業負担を軽減する直接支援を導入すること。また、労働者のくらしと経営改善につながるよう、生産性向上を前提としない直接的な賃金助成などの支援制度に改めること。または、現行の業務改善助成金制度を抜本的に改善し、要件の緩和、申請手続きの簡素化、助成規模を拡大すること。
4. 地域別最低賃金の決定については、法の主旨に鑑み労働者の生計費を原則とすることを貫くこと。賃金支払い能力をその要素からはずすこととし、法改正を行い最賃決定の仕組みを改善すること。
5. コロナ禍によって明らかになったエッセンシャルワーカーが国民生活にとって不可欠な社会機能を維持していることを重視し、そうした労働者や事業の実態等について熟知した専門家が審議会の構成員とすること。
6. 青森地方最低賃金審議会の審議の透明性を高める努力が続けられてきていますが、専門部会の一部非公開となっています。本審同様、専門部会すべてを公開し、傍聴可能とすること。審議会委員に配布される資料は、引き続き傍聴者にも配布すること。
7. 最低賃金審議会の委員の選任は、労働団体の系統の違いに配慮しバランスよく選出すること。地方最低賃金審議会の専門部会の委員選出についても同様とすること。任命しない場合その理由を明らかにすること。
8. 労働基準法違反や最低賃金法違反などの法違反を根絶するため、労働基準監督官はじめ、事務官、技官とも正規職員を中心とした職員体制の拡充強化を図ること。

以上

# 2021年全国労働組合総連合（全労連）北海道・東北ブロック

## 最賃キャラバン青森労働局・青森県要請資料

2021年5月 青森県労働組合総連合（青森県労連）

### 1 最低賃金の法的根拠

日本国憲法 25 条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」として、国民に「人間の尊厳に値する生活」を保障し、さらに、資本主義社会では弱い立場にある労働者を実質的に保護するため、憲法は 27 条 1 項で「勤労権」を保障し、2 項で「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」と、労使間の力関係に配慮し、法的に規制することを規定している。これに基づく法律が、「労働基準法」であり、「賃金の最低額を保障する」、すべての労働者の賃金を守るための「最低賃金法」である。つまり、労働基準法 1 条 1 項「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」という規定を受け、そのうち賃金水準について具体化したものが最低賃金法だといえる。

#### \* 憲法 27 条

第 1 項 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。

第 2 項 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

### 2 最低賃金制度の目的

最低賃金制度とは、国が労働者の賃金額の最低限度を定めておいて、使用者に、罰則付きで、その遵守を強制する制度である。賃金額は、労使が自主的に合意すべきものであるが、労使の力関係等から、労働者の人間らしい生活が困難な低賃金が定められる恐れがあるため、国が賃金額の最低基準を設定することによって、労使の契約の自由（賃金額決定の自由）に介入するものである。

### 3 最低賃金法

- ・最低賃金法 1 条 この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

\*使用者は最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければならない。これは勤務形態の違いにかかわらず、臨時を含む全ての労働者に適用される。（ただし、7 条で「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」など、特殊な例外がある）

- ・最低賃金法 4 条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者の間の労働契約で、最低賃金額に達しない



賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合においては、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

## 4 最低賃金の種類と適用

最低賃金には、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金があり、特定（産業別）最低賃金が優先される。最低賃金は、都道府県毎に異なる。現行最低賃金は以下の通りである。

青森県最低賃金	時間額 793 円（2020 年 10 月 3 日発効）
青森県特定（産業別）最低賃金	時間額（2020 年 12 月 21 日発効） 鉄鋼業 903 円、電子部品等 833 円 各種商品小売業 825 円、自動車小売業 864 円

## 5 最低賃金額の決定

最低賃金は、公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成される最低賃金審議会において議論の上、都道府県労働局長が決定している。

具体的には、中央最低賃金審議会から示される引き上げ額の目安（7月下旬）を参考にしながら、各都道府県の地方最低賃金審議会での地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申出に関する手続きを経て、都道府県労働局長により決定（10月初旬）される。

## 6 最低賃金審議会の最低賃金決定の原則

### ・最低賃金法第3条（最低賃金の決定基準）

「最低賃金額（最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。）は、時間によって定めるものとする。」

### ・最低賃金法9条2項（最低賃金審議会の決定3原則）

「地域における労働者の生計費」「地域における労働者の賃金」「地域における通常の事業の賃金支払能力」この3つの観点から総合勘案して最低賃金を決定すべきものである。

\*最低賃金法9条2項「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない。」

\*諸外国では入っていない「通常の事業の賃金支払能力」が入っているため、ABCDの4ランク制が作られ、地方での最低賃金が東京より大きく下げられる原因となっている。また、「労働者の生計費」も東京など首都圏と比較して地方は低いということが、当然の前提とされている。

## 7 改正最低賃金法

2007年、最低賃金法の改正によりワーキングプア解消のため生活保護との整合性を配慮することが規定された。

### ・最低賃金法9条3項

「前項（注：地域別最低賃金）の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との



整合性に配慮するものとする。」 \*生活保護を下回ってはならない。

また、最低賃金実現のため、最低賃金未満で働かせた場合の罰則も、「2万円以下」から「50万円以下」に引き上げられた。

## 8 生活保護と最低賃金との整合性

生活保護は、憲法 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活」を実現するため、生活保護法により制度化されている。

### ・生活保護法 3 条

「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」

改正最低賃金法 9 条 3 項が「生活保護に係る施策との整合性」と規定する以上、最低賃金は生活保護法 3 条を満たすものでなければならない。

では、憲法 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活」とは、どのような生活なのであるかが問題となる。しかし、その具体的基準は憲法 25 条にも、生活保護法にも示されていない。その指標として考えられているのが、「最低生計費」である。

## 9 「最低生計費」調査

この調査は、25 歳独身男性が人間らしく生活するにはいくらかかるかを日本ではじめて実態調査したものである。「最低生計費」算定方法の特徴は、労働組合による「持ち物財調査」や「生活実態調査」、「価格調査」を基に、基本的には保有率が 7 割を超えている持ち物を積み上げ、人前に出て恥をかかないでいられ、自尊心を保つことができる最低限必要な必需品として算定されている点にある。それは今日の文化的生活の最低限度と言うこともできる。また、交際費については、先の生活実態調査に基づき、社会生活に参加できる最低限必要な額を算定している。

2009 年から 2010 年にかけて、労働運動総合研究所と全国労働組合総連合（全労連）が中心となり、全労連東北地方協議会も参加して、「最低生計費」調査を行った結果は、全国どこでも、時給 1,300 円、月収 23 万円、年収 276 万円は必要であるというものであった。このことは 2016 年実施した調査でも、全国で 25 歳の単身者が生活する場合に必要な最低生計費は、月額で 22 万～24 万円、時間額で 1,216 円から 1,413 円となっており、時給 1,300 円はどうしても必要な額であることが証明されている。

ただし、この調査は厚生労働省が使う、法定労働時間週 40 時間で算出した月

173.8 時間（算出方法は P.4 参照）で計算したものである。これは、後述するよ

うに最低賃金法が基礎とする労働時間「所定内労働時間」を大きく上回るものであると共に、政府が掲げた年間労働時間の国際公約「年間 1,800 時間、月 150 時間」で計算すると、全国どこでも 1,400 円～1,600 円、つまり一律 1,500 円程度は必要となるとの調査結果であった。

「生活保護費」と「最低賃金」を憲法 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」にするためには、「最低生計費」にまで引き上げる必要があるということになる。その調査によると、「最低生計費」は、全国でほとんど同じ水準である。つまり、そのことは「最低賃金」を地域別ではなく、全国一律に「最低生計費」（時給 1,500 円）まで引き上げる必要があることを示している。

<最低賃金額と最低生計費調査>

最低賃金			最低生計費調査	
ランク	地方	最低賃金	調査地	最低生計費
A	東京	1,013 円	北区	1,664 円
	埼玉	928 円	さいたま市	1,613 円
	愛知	927 円	名古屋市	1,513 円
B	京都	909 円	京都市	1,639 円
	静岡	885 円	静岡市	1,644 円
C	北海道	861 円	札幌市	1,500 円
	福岡	842 円	福岡市	1,517 円
	新潟	831 円	新潟市	1,613 円
	山口	829 円	山口市	1,612 円
	宮城	825 円	仙台市	1,474 円
D	福島	800 円	福島市	1,480 円
	青森	793 円	青森市	1,441 円
	岩手	793 円	盛岡市	1,524 円
	山形	793 円	山形市	1,469 円
	長崎	793 円	長崎市	1,499 円
	鹿児島	793 円	鹿児島市	1,584 円
	秋田	792 円	秋田市	1,446 円
	佐賀	792 円	佐賀市	1,613 円



最低生計費調査を監修した中澤秀一静岡県立短大准教授は「地方は住居費が安い代わりに、移動に必須の自動車維持費がかかるなど、どこでも月額 22 万～24 万円程度が必要になる。最賃の地域格差には根拠がない」と強調している。

## 10 青森県の最低賃金と生活保護費

### <青森県の最低賃金>

現行（2020年10月3日～）の青森県での最低賃金時給 793 円での収入

（例 1日8時間、週40時間のフルタイムアルバイト）

793円×173.8時間（\*）＝137,823円（月収）

137,823円×12ヶ月＝1,653,876円（年収）

（\*）月173.8時間は、同種の計算をする際、厚生労働省が使う法定労働時間上限  
1年・365日÷7日＝52.14週 52.14週×40時間÷12か月＝173.8時間

\*この労働時間173.8時間という時間は法定労働時間の上限で、祝日も夏休みも年末年始の休みもない場合の労働時間である。労働時間が長ければ、一定の月収を得るのに必要な時給は低くても済む。最低賃金をできるだけ低くするような設定である。

### <青森市の生活保護費（2020年10月から） 2級地-1>

青森市の若年（19歳）単身年間生活保護費（青森市 2級地-1）

生活扶助費 月額71,460円×12ヶ月＝857,520円

住宅扶助（最高額） 月額31,000円×12ヶ月＝372,000円

冬期暖房費（10月～4月の7ヶ月間） 月額12,780円×7ヶ月＝89,460円

期末一時扶助費 12,880円

計 1,331,860円（年収総額）

1,331,860円÷12ヶ月＝110,988円（月額）

110,988円÷173.8時間＝639円（時間当たり）

\*生活扶助費72,080円の積算基準は、巻末の（資料1）を参照

改正最低賃金法（2007年）が成立し、地域別最低賃金の原則として9条3項に「生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」と、生活保護費の方が最低賃金より高い「逆転現象」の解消を目指すことになった。

青森県の最低賃金時給 793円

青森県の生活保護時給換算額 639円

改定によって、最低賃金の方が高く「逆転現象」は発生していないように見えるが、最低賃金での賃金には税金も社会保険料、医療費などもかかるが、生活保護にはかからない。したがって、最低賃金は税金や社会保険料、医療費などの必要経費を除いた可処分所得で考慮しなければならない。



## 働いて得る賃金より生活保護費の方が高いのはおかしい！！

最低賃金の手取り月収

=最低賃金額×173.8時間×0.8

0.8は、(税金や社会保険、医療費などを考慮した可処分所得比率)

=793円×173.8時間×0.8=110,259円

これを時間額に割り戻すと 110,259円÷173.8時間=634円

19歳単身の青森市での生活保護月額 (生活扶助費 P.9 資料1 参照)

=生活保護 (生活扶助費+住宅扶助+期末一時扶助+冬季加算)

=110,988円 (前述<青森市の生活保護費>参照)

これを時間額に割り戻すと 110,988円÷173.8時間=639円

青森県の最賃793円で計算すると「最低賃金の手取り月収」は110,259円、これに対して、「19歳単身の生活保護月額」は110,988円で「逆転現象」は是正されていないし、時給額でも是正されていない！

青森県の最低賃金実質時給額 634円

青森市の生活保護時給換算額 639円

<さらに、勤労収入がある場合では> (月7万円の勤労収入)

青森市の若年(19歳)単身生活保護受給者が勤労収入を得た時の収入総額  
(勤労所得が月7万円の場合)

収入月額 91,860円 (70,000円+生活保護費21,860円)

収入年額 91,860円×12ヶ月=1,102,320円

住宅扶助(最高額) 月額31,000円×12ヶ月=372,000円

冬期暖房費(10月~4月の7ヶ月間) 月額12,780円×7ヶ月=89,460円

期末一時金 12,880円

計 1,576,660円(年収総額)

1,576,660円÷12ヶ月=131,388円(月額)

131,388円÷173.8時間=756円(時間当たり)

\*勤労している場合、勤労必要費控除が認められる。したがって、若年単身労働者の収入は、生活保護だけの人と比較して、その分だけ高くなる。\*\*生活保護費21,860円の積算基準は、(資料2)を参照

青森県の最低賃金実質時給額(可処分所得を考慮) 634円

青森市19歳の生活保護時給換算額 639円

青森市19歳生活保護受給者が7万円の勤労収入での時給換算額 756円

青森市の独身19歳と比較すると、現在の最低賃金793円で法定上限時間である173.8時間働いた場合、生活保護の時間あたり額639円に対し、793円と「生

活保護と最低賃金との整合性」(最低賃金は生活保護を下回ってはならない)をクリアーしているようにも見えるが、生活保護に対しては税金・社会保険料・医療費がかからないのに対して、最低賃金で働く労働者はそれらがかかるので、可処分所得を考慮に入れると、最低賃金の実質時間額は634円と生活保護下回っている。また勤労収入を得る場合(例えば月7万円で時給756円)を考慮すると生活保護よりさらに、低いものとなってしまふ。もっと問題なのは所定内労働時間である。

## 11 最低賃金は所定内労働時間に基づく制度

厚生労働省は週40時間の法定上限時間で働いた場合の月当たりの173.8時間を積算時間としているが、そもそも最低賃金法は、所定内労働時間に対する制度(\*)であり、青森県の所定内労働時間の実態143.2時間(\*\*)で計算すると次のように全く生活保護の時間当たり額に達していないのが現状である。

\*最低賃金法第4条3項2号、最低賃金法施行規則第1条2項1号

これを受けて、厚生労働省のホームページでも、「最低賃金額以上かどうかを確認する方法」として、月給制の場合次のように記載している。

月給÷1箇月平均所定労働時間≥最低賃金額(時間給)

\*\*毎月勤労統計調査地方調査結果速報 青森県 (平成30年平均青森県 事業所規模5人以上) 所定内労働時間 143.2時間

先ほどは、法定上限労働時間173.8時間で比較したが、これを最低賃金法が想定する所定内労働時間143.2時間で比較すると、次のように、時間給・月収・年収で生活保護費に最低賃金が達していないことは明瞭である。

[最低賃金を可処分所得と所定内労働時間を考慮して計算した月収・年収額]

青森県の時間額(793円) 可処分所得を考慮したときの時間額(634円)

634円×143.2時間=90,789円(月収) 90,789円×12ヵ月=1,089,468円(年収)



[生活保護費を同じ所定内労働時間で割り戻して計算した時間額]

年収 1,331,860 円 ÷ 12 ヶ月 = 110,988 円 (月収)

110,988 円 ÷ 143.2 時間 = 775 円 (時間額)

	時間給	月収	年収
可処分所得と所定内労働時間で計算したの最賃額での収入	634 円	90,789 円	1,089,468 円
所定内労働時間で計算した青森市 19 歳単身生活保護費	775 円	110,988 円	1,331,860 円

## 12 青森県の最低賃金と、時給を 1,000 円、1,500 円にした場合

現行 (2020 年 10 月 3 日 ~) の青森県での最低賃金時給 793 円での収入

(例 1 日 8 時間、週 40 時間のフルタイムアルバイト)

793 円 × 173.8 時間 (\*) = 137,823 円 (月収)

137,823 円 × 12 ヶ月 = 1,653,876 円 (年収)

(\*) 月 173.8 時間は、同種の計算をする際、厚生労働省が使う法定労働時間上限  
1 年・365 日 ÷ 7 日 = 52.14 週 52.14 週 × 40 時間 ÷ 12 か月 = 173.8 時間

\* 年収 200 万円のワーキングプアの水準に全く達していない。

全国最低賃金時給 **1,000 円** にした時の収入

(例フルタイムアルバイト)

1,000 円 × 173.8 時間 = 173,800 円 (月収)

173,800 円 × 12 ヶ月 = **2,085,600 円 (年収)**

時給 1,000 円にしても、年収はほぼ 200 万円以下のワーキングプアすれすれの状態。

全国最低賃金時給 **1,500 円** にした時の収入

(例フルタイムアルバイト)

1,500 円 × 173.8 時間 = 260,700 円 (月収)

260,700 円 × 12 ヶ月 = **3,128,400 円 (年収)**

時給 1,500 円にすると、年収 300 万円の「結婚の壁」を超える水準となる。

## 13 最高額の東京との格差は拡大の一途 —若者の流出の基本的要因—

かつて、最高 153 万人 (1983 年) だった本県人口も、減少し続け、123 万人 (2021 年) と、38 年で 30 万人も減少している。全国的な少子化現象もあるが、本県では、社会的流



出（若者が県外へ転出）が重大な人口減少の原因となっている。年齢別でいうと、18歳と22歳の県外流出が突出している。しかも、その転出先は最賃が高い首都圏が6割を占めている。そして、転入数の推移を見ると、再び青森県に戻ってきていないのである。

これは、本県の賃金水準が低く、若者が自立して結婚できることが困難なことが基本的な原因と考えられる。その賃金水準のベースを形成する最低賃金は、全国でワースト2と低水準だけでなく、最高額である東京都の格差は、拡大の一途をたどってきた。そのことが、本県から東京を中心とする大都会への若者の県外流出を引き起こしている。この10年間の最低賃金の格差は次のようにものとなっている。これまで我々は「地域間の最低賃金格差を縮小させ、全国一律最低賃金に接近すること」を繰り返し要請してきたが、A、B、C、Dの4段階のランク付けで、Aランクの最賃を上げ、C、Dランクの最賃を抑制するという方向で、本県と東京都の格差はこの11年で136円から223円と急増しているのが実態である。

東京との格差は年間収入でも、 $220 \text{円} \times 173.8 \text{時間} \times 12 \text{ヶ月} = 458,832 \text{円}$ とな

り、若者の人口流出にストップがかからない状態が続いている。

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
東京	791円	821円	837円	850円	869円	888円	907円	932円	958円	985円	1013円	1013円
青森	633円	645円	647円	654円	665円	679円	695円	716円	738円	762円	790円	793円
差額	-158	-176	-190	-196	-204	-209	-212	-216	-220	-223	-223	-220

## 14 最後に

本県の最低賃金でフルタイムで働く労働者の収入165万円は、法定労働時間の上限の週40時間での年収であり、これを所定内労働時間143.2時間で計算すると、年収の実態は136万円（ $793 \text{円} \times 143.2 \text{時間} \times 12 \text{ヶ月}$ ）にしかない。

さらに生活保護では含まれない税金・社会保険料・医療費などを差し引くと109万円（ $136 \text{万円} \times 0.8$ ）となり、133万円（P.4）の生活保護基準にまったく達していないのが実態である。

憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を営むための「最低生計費」は、前述したように全労連最低生計費調査によれば（1,400円～1,600円）地域間格差はほとんどなく全国一律で1,500円は必要である。2010年6月3日の雇用戦略対話での「政労使合意」は、2020年度の「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況を配慮しつつ、全国平均1,000円を目指すこと」を合意した。したがって、直ちに時給1,000円、年収200万円を国際公約である年1,800

時間、月 150 時間で実現できる時給 1,500 円を目指すことが必要である。

現在の日本における最低賃金は、最高額の東京で 1,013 円、全国加重平均は 902 円と、諸外国の約 1,500 円に比較すると非常に低い現状となっている。

今本当に求められていることは、次のようなチェンジである。

現在の低い最低賃金を→直ちに 1,000 円、1,500 円の実現

地域別最低賃金が格差を固定化→全国一律最低賃金制で格差のない社会へ

## [資料]

(資料 1) 生活扶助基準の積算基準 - 19 歳単身、青森市 (2 級地-1) の場合 -

生活扶助費 (計算式)  $A+B+C$  (2020 年 10 月から改定)

A (生活扶助額)、B (経過的加算は 0 円)

C (地区別冬季加算は冬季だけなので 0 円として、別途年収の際加算 P.4 参照)

A = 第 1 類 (18・19 歳) 2 級地-1 基準額② 43,770 円

43,770 円 × 逡減率 1.0 = 43,770 円

第 2 類 (1 人) 基準額② 27,690 円  $A = 43,770 円 + 27,690 円 = 71,460 円$

B = 経過的加算は 0 円

C = 地区別冬季加算は 0 円 (年収計算の際加算)

(算式)  $A (71,460 円) + B (0 円) + C (0 円) = 71,460 円$

(資料 2) 勤労収入 (月 7 万円) がある場合の生活保護費

生活保護費 = 生活扶助基準額 - (給与収入 - 基礎控除 - 社会保険料などの経費)

生活保護費 = 生活扶助基準額 71,460 円 - (給与収入 70,000 円 - 基礎控除 20,400 円

- アルバイトなので 0 円) = 21,860 円







最低生計費試算調査・総括表

作表：全労連 最低生計費試算調査PT  
2021年5月

都道府県名 自治体名	愛知県		京都府		広島県		香川県		高知県		山口県		福岡県			佐賀県		長崎県		鹿児島県		
	名古屋市 A/男性 163,083	名古屋市 A/女性 163,213	豊橋市 A 172,231	京都市 B/男性 178,390	京都市 B/女性 175,640	広島市 B/男性 152,021	広島市 B/女性 152,021	高松市 C 162,811	高松市 C 162,811	高知市 D 172,761	高知市 D 172,761	山口市 C/男性 174,873	山口市 C/女性 175,795	福岡市 C/男性 161,680	福岡市 C/女性 169,945	北九州市 C 184,363	佐賀市 D/男性 178,127	佐賀市 D/女性 178,887	長崎市 D/男性 164,737	長崎市 D/女性 168,907	鹿児島市 D/男性 176,843	鹿児島市 D/女性 178,056
消費支出	38,457	31,711	38,457	44,441	35,347	35,768	39,024	39,024	42,767	42,767	36,886	29,181	43,686	32,657	44,101	39,025	30,274	39,434	32,120	39,941	31,445	31,445
食費	45,000	45,000	32,000	41,667	41,667	37,000	35,000	35,000	34,895	34,895	33,000	33,000	32,000	32,000	30,000	34,500	34,500	39,000	39,000	34,000	34,000	34,000
住居費	7,510	6,551	7,510	8,434	8,434	8,958	5,991	6,853	6,853	6,853	7,245	11,446	7,722	9,184	7,743	8,150	9,694	8,109	9,645	8,101	9,636	9,636
水道・光熱	3,480	3,600	3,799	3,836	3,922	3,677	6,160	3,994	3,994	3,994	4,168	4,125	3,687	4,090	3,697	3,561	3,911	3,797	3,940	3,401	3,779	3,779
家具・家用品	8,426	8,406	8,272	5,921	4,247	7,170	7,576	7,858	6,654	6,654	6,654	5,852	7,108	8,681	7,108	5,635	5,111	7,092	8,284	5,680	6,733	6,733
被服・履物	2,186	5,016	2,186	1,137	2,733	6,372	2,420	2,454	2,454	2,454	1,091	2,345	1,168	3,729	1,162	1,184	3,779	1,174	3,746	1,181	3,768	3,768
保健医療	19,062	18,872	40,639	18,612	18,612	12,464	34,862	34,755	40,417	40,417	40,417	40,417	15,613	21,188	41,886	41,886	41,886	15,649	15,649	39,469	39,469	39,469
交通・通信	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育	17,745	17,764	17,521	27,510	27,531	26,866	11,645	17,003	25,749	25,749	24,891	24,891	24,739	25,191	24,739	25,964	25,976	23,327	24,930	21,257	22,302	22,302
教養・娯楽	21,217	26,283	21,847	27,847	33,147	13,756	20,133	22,182	19,663	24,538	24,538	24,538	25,927	33,225	24,127	18,252	23,786	27,155	31,593	23,813	26,924	26,924
その他	47,562	47,562	47,829	49,595	49,595	43,838	42,417	42,243	49,467	49,467	49,467	49,467	49,776	49,776	49,776	46,045	46,045	43,655	43,655	43,115	43,115	43,115
非消費支出	20.96%	20.96%	20.16%	20.18%	20.43%	20.78%	19.17%	18.19%	18.19%	18.19%	18.19%	20.38%	21.86%	21.04%	19.71%	19.03%	18.97%	19.42%	19.03%	18.15%	18.04%	18.04%
非消費額比率	16,300	16,300	17,200	17,800	17,500	15,132	16,000	17,200	17,200	17,200	17,400	17,500	16,100	16,900	18,400	17,800	17,800	16,400	16,800	17,600	17,800	17,800
予備費	179,383	179,513	189,431	196,190	193,140	167,153	178,811	189,961	192,273	193,295	192,273	183,295	177,760	186,845	202,763	195,927	196,687	181,137	185,707	194,443	195,856	195,856
最低生計費	226,945	227,075	237,260	245,785	242,735	210,991	221,228	232,204	241,740	242,762	241,740	227,536	236,621	252,539	241,972	242,732	224,792	229,362	237,558	238,971	238,971	238,971
税抜	2,723,340	2,724,900	2,847,120	2,949,420	2,912,820	2,531,892	2,654,736	2,786,446	2,900,880	2,913,144	2,900,880	2,730,432	2,839,452	3,030,468	2,903,864	2,912,784	2,697,504	2,752,344	2,850,696	2,867,852	2,867,852	2,867,852
月額150時間換算	1,513	1,514	1,582	1,639	1,618	1,407	1,475	1,548	1,612	1,618	1,618	1,517	1,577	1,684	1,613	1,618	1,499	1,529	1,584	1,584	1,593	1,593
月額155時間換算	1,464	1,465	1,531	1,586	1,566	1,361	1,427	1,498	1,560	1,566	1,560	1,468	1,527	1,629	1,561	1,566	1,450	1,480	1,533	1,542	1,542	1,542
173.8時間換算	1,306	1,307	1,365	1,414	1,397	1,214	1,273	1,336	1,391	1,397	1,391	1,309	1,361	1,453	1,392	1,397	1,293	1,320	1,367	1,375	1,375	1,375
2020年最賃額	927	927	909	871	820	792	829	792	829	792	829	842	793	793	793	793	793	793	793	793	793	793
調査実施時期	2016年2月		2019年4月		2016年1月		2012年7月		2012年7月		2019年4月		2018年4月		2019年12月		2019年4月		2019年4月		2019年4月	



## 最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明

2019年度、青森県の最低賃金額は28円引上げられて790円となり、地域格差解消に向けての第一歩と評価できた。ところが、2020年度、中央最低賃金審議会は最低賃金額の引き上げ額について目安額の提示を見送った結果、青森県の最低賃金も3円の微増に止まった(793円)。新型コロナウイルス等感染症の影響で経済活動が低迷しているとはいえ、他の都道府県と比べ、青森県の最低賃金額は未だに低く抑えられているといえよう。

793円という最低賃金額では、仮に週40時間、年52週働いたとしても年収で約165万円、月収にすると約13万7000円にしかない。労働者の生計費は地方においても租税公課込みで月額22~24万円と試算されているとのことであり、現状の青森県における最低賃金額では労働者が健康で文化的な生活を営むことは困難と言わざるを得ない。現に我が国の6~7人に1人は相対的貧困の状況下にあると言われており、貧困問題は依然として深刻な状況にあるが、その大きな要因は貧困状態にある者の多数が最低賃金あるいはそれに近い賃金での労働を余儀なくされているからと考えられ、最低賃金の低さは貧困状態からの脱出を阻害することになる。

政府は、そのような状況に鑑みて、2018年のいわゆる骨太の方針において年率3%程度の最低賃金の引上げにより全国加重平均が1000円になることを目指すとしていた。その結果が冒頭の2019年における3.09%の引上げ率をもたらしたといえ、最低賃金額の引上げは前進をみせているから、その意味でこの骨太の方針には一定の評価をすべきである。

ところが、今般、新型コロナウイルス等感染症拡大により景気悪化が加速し、中小企業の倒産、廃業の増加が懸念されるようになったため、賃上げが企業経営に与える影響を危惧して最低賃金の引上げを抑制すべしとの議論が多数を占め、上記のように引き上げ額についての目安額提示が見送られた。

しかし、コロナ禍での中小企業に対する支援は、別途、社会保険料の減免や減税、助成金等の施策によって行うべきであり、最低賃金額の引上げを抑制すべきではない。個々の労働者の生活を守り、新型コロナウイルス感染症に向き合いながら経済を活性化させるためには、むしろ最低賃金の引上げこそが必要不可欠であり、引上げの流れを後退させてはならない。



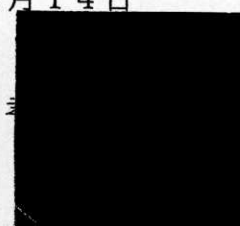
また、近年、最低賃金額の地域間格差が拡大傾向にあることも看過できない重大な問題である。2020年度の最低賃金は、最も高い東京都で1013円であるのに対し、青森県は上記の通り793円であり、その差は依然として220円と大きく開いている。最低賃金の地域間格差は、地方から都市部への労働力の流出を招き、地域経済の停滞を招く効果があるから、地域経済の活性化の観点からは、最低賃金の地域間格差を是正することが急務である。

したがって、政府は、新型コロナウイルス感染症の猛威に向き合わなければならない今だからこそ、骨太の方針を維持、前進させるべきなのであり、引き続き最低賃金の引上げを主導すべきである。中央最低賃金審議会においては、地域別最低賃金額改定の目安を大幅に引き上げ、地方最低賃金審議会による地域別最低賃金の大幅な引き上げを促すべきである。

さらに、青森地方最低賃金審議会においては、青森県民の生活の向上と人口流出に歯止めをかけるためにも、中央最低賃金審議会の示す目安に止まらない大幅な引き上げを行うべきである。

2021年（令和3年）6月14日

青森県弁護士会  
会長 竹中





## 関係法令一覧

### ○最低賃金法

(専門部会等)

第二十五条 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。
- 3 専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 4 第二十三条第一項及び第四項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。
- 5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。
- 6 最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。

### ○最低賃金審議会令

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員(地方最低賃金審議会にあつては、委員)の三分の二以上又は労働者関係委員(中央最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員をいう。)、使用者関係委員(中央最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員をいう。)及び公益関係委員(中央最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員をいう。)の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 3 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員(地方最低賃金審議会にあつては、委員)で会議に出席したものの過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(最低賃金専門部会)

第六条 最低賃金法第二十五条第一項又は第二項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低賃

金専門部会」という。)の委員及び臨時委員(地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員)の数は、九人以内とする。

- 2 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、中央最低賃金審議会の委員及び臨時委員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき関係労働者を代表する臨時委員、関係使用者を代表する臨時委員及び公益を代表する臨時委員の数は、各同数とする。
- 4 第三条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。この場合において、同条第一項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者(関係者の団体を含む。)」と、同条第二項中「推薦」とあるのは「推薦(都道府県労働局長が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないとする候補者に係る推薦を除く。)」と読み替えるものとする。
- 5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。
- 6 前条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。この場合において、中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同条第二項中「中央最低賃金審議会」とあるのは「中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとし、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同項中「地方最低賃金審議会」とあるのは「地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとする。
- 7 最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。